

2 管理執行通知等

(1) 補助執行協議

第 201800248512 号
平成 30 年 12 月 21 日

鳥取県知事 様

鳥取県選挙管理委員会委員長

選挙管理委員会事務の補助執行について（協議）

平成 30 年 10 月 18 日付第 201800199113 号で知事に対して協議し、同年 11 月 6 日付第 201800216815 号で同意の回答のあったこのことについて、平成 31 年 1 月 1 日から下記のとおり変更することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条の 7 の規定に基づく協議をします。

記

1 補助執行させる事項

(1) 鳥取県議会議員選挙選挙長が行う事務の補助

- ア 立候補届出の受付に関する事務
- イ 候補者用証明書類の交付に関する事務
- ウ 候補者の被選挙権の確認に関する事務
- エ 選挙会の開催及び選挙立会人の選挙会当日における選任に関する事務

(2) 鳥取県選挙管理委員会が行う事務の補助

- ア 自動車（船舶）表示板、拡声機表示板、自動車（船舶）乗車（船）用腕章、選挙運動員用腕章及び街頭演説用標旗の交付に関する事務
- イ 選挙事務所設置（異動）届の受理に関する事務
- ウ 出納責任者選任（異動）届及び同職務代行開始（終了）届の受理に関する事務
- エ 報酬を支給する選挙運動のために使用する事務員等の届出書の受理に関する事務
- オ 鳥取県議会議員選挙における選挙公報の発行に関する条例に基づく諸届出の受理に関する事務
- カ 選挙用ピラ届出書の受理及びピラ証紙の交付に関する事務
- キ 選挙立会人届出書の受理及び選挙立会人の選任に関する事務

2 補助執行させる職員

(1) 鳥取市選挙区に係る事項 東部振興監、東部建築住宅事務所、東部農林事務所・八頭事務所、鳥取県土整備事務所、八頭県土整備事務所及び東部県税事務所の職員（鳥取県議会議員選挙が行われる年度（以下「執行年度」という。）の前年度においてこれらの部署に所属した者であって、執行年度において当該所属していた部署以外の部署に所属するものを含む。）

(2) 米子市選挙区、境港市選挙区及び西伯郡選挙区に係る事項 「山の日」大会推進課、西部総合事務所及び西部県税事務所の職員（執行年度の前年度においてこれらの部署に所属した者であって、執行年度において当該所属していた部署以外の部署に所属するものを含む。）

(3) 倉吉市選挙区及び東伯郡選挙区に係る事項 中部地震復興本部事務局、中部総合事務所及び中部県税事務所の職員（執行年度の前年度においてこれらの部署に所属した者であって、執行年度において当該所属した部署以外の部署に所属するものを含む。）

(4) 八頭郡選挙区に係る事項 東部振興監、東部建築住宅事務所、東部農林事務所・八頭事務所、鳥獣対策センター、鳥取県土整備事務所、八頭県土整備事務所及び東部県税事務所の職員（執行年度の前年度においてこれらの部署に所属した者であって、執行年度において当該所属した部署以外の部署に所属するものを含む。）

(5) 日野郡選挙区に係る事項 西部総合事務所日野振興センターの職員（執行年度の前年度において西部総合事務所日野振興センターに所属した者であって、執行年度において西部総合事務所日野振興センター以外の部署に所属するものを含む。）

3 委員長の権限に属する事務の委任及び代理

補助執行に係る事務の委任及び代理は鳥取県選挙管理委員会規程（昭和 26 年鳥取県選挙管理委員会規則第 3 号）その他の規程の例によるものとし、これらの規程中「選挙管理委員会事務局長」とあるのは「東部振興監、八頭県土整備事務所長、地域振興局長又は日野振興局長」と読み替えるものとする。

第 201800248513 号
平成 31 年 1 月 16 日

各県税事務所長、東部振興監、東部建築住宅事務所長、東部農林事務所長、東部農林事務所八頭事務所長、鳥取県土整備事務所長、八頭県土整備事務所長、鳥獣対策センター所長、中部総合事務所長、中部地震復興本部事務局長、西部総合事務所長、「山の日」大会推進課長、日野振興センター所長 あて

鳥取県選挙管理委員会委員長

選挙管理委員会事務の補助執行について（通知）

このことについて、鳥取県知事と変更協議が下記のとおり整いましたので、ご承知ください。

記

1 補助執行させる事項

(1) 鳥取県議会議員選挙選挙長が行う事務の補助

- ア 立候補届出の受付に関する事務
- イ 候補者用証明書類の交付に関する事務
- ウ 候補者の被選挙権の確認に関する事務
- エ 選挙会の開催及び選挙立会人の選挙会当日における選任に関する事務

(2) 鳥取県選挙管理委員会が行う事務の補助

- ア 自動車（船舶）表示板、拡声機表示板、自動車（船舶）乗車（船）用腕章、選挙運動員用腕章及び街頭演説用標旗の交付に関する事務
- イ 選挙事務所設置（異動）届の受理に関する事務
- ウ 出納責任者選任（異動）届及び同職務代行開始（終了）届の受理に関する事務
- エ 報酬を支給する選挙運動のために使用する事務員等の届出書の受理に関する事務
- オ 鳥取県議会議員選挙における選挙公報の発行に関する条例に基づく諸届出の受理に関する事務
- カ 選挙用ピラ届出書の受理及びピラ証紙の交付に関する事務
- キ 選挙立会人届出書の受理及び選挙立会人の選任に関する事務

2 補助執行させる職員

(1) 鳥取市選挙区に係る事項 東部振興監、東部建築住宅事務所、東部農林事務所・八頭事務所、鳥取県土整備事務所、八頭県土整備事務所及び東部県税事務所の職員（鳥取県議会議員選挙が行われる年度（以下「執行年度」という。）の前年度においてこれらの部署に所属した者であって、執行年度において当該所属していた部署以外の部署に所属するものを含む。）

(2) 米子市選挙区、境港市選挙区及び西伯郡選挙区に係る事項 「山の日」大会推進課、西部総合事務所及び西部県税事務所の職員（執行年度の前年度においてこれらの部署に所属した者であって、執行年度において当該所属していた部署以外の部署に所属するものを含む。）

(3) 倉吉市選挙区及び東伯郡選挙区に係る事項 中部地震復興本部事務局、中部総合事務所及び中部県税事務所の職員（執行年度の前年度においてこれらの部署に所属した者であって、執行年度において当該所属した部署以外の部署に所属するものを含む。）

(4) 八頭郡選挙区に係る事項 東部振興監、東部建築住宅事務所、東部農林事務所・八頭事務所、鳥獣対策センター、鳥取県土整備事務所、八頭県土整備事務所及び東部県税事務所の職員（執行年度の前年度においてこれらの部署に所属した者であって、執行年度において当該所属した部署以外の部署に所属するものを含む。）

(5) 日野郡選挙区に係る事項 西部総合事務所日野振興センターの職員（執行年度の前年度において西部総合事務所日野振興センターに所属した者であって、執行年度において西部総合事務所日野振興センター以外の部署に所属するものを含む。）

3 委員長の権限に属する事務の委任及び代理

補助執行に係る事務の委任及び代理は鳥取県選挙管理委員会規程（昭和26年鳥取県選挙管理委員会規則第3号）その他の規程の例によるものとし、これらの規程中「選挙管理委員会事務局長」とあるのは「東部振興監、八頭県土整備事務所長、地域振興局長又は日野振興局長」と読み替えるものとする。

(2) 文書図画の掲示の規制等について

第201800174401号

平成30年10月4日

立候補予定者及びその関係政治団体あて

鳥取県選挙管理委員会委員長

鳥取県の議会の議員及び長の選挙における候補者等及び後援団体の政治活動用文書図画の掲示の規制について（通知）

公職の候補者、公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）及び後援団体の政治活動のために使用される文書図画の掲示については、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第143条第16項から第19項までの規定により規制が設けられておりますが、鳥取県の議会の議員及び長の選挙にあっては、**任期満了の日の6月前の日から当該選挙の期日までの間、規制が強化**されます。

現任の鳥取県の議会の議員及び長の任期満了の日は、それぞれ平成31年4月29日及び同月12日となっております。したがって、その「**任期満了の日の6月前の日**」に当たる日は、**鳥取県議会議員においては平成30年10月29日、鳥取県知事においては同月12日**であり、同日から当該選挙の期日までの間、政治活動用文書図画の掲示が下記のとおり規制されますので、御留意ください。

なお、選挙の期日につきましては、「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律」により定められる見込みです。

記

- 平成31年4月29日に任期の満了する鳥取県議会議員一般選挙及び同月12日に任期の満了する鳥取県知事選挙に立候補しようとする者（現在、鳥取県議会議員及び鳥取県知事の職にある者を含む。以下「公職の候補者等」という。）の政治活動のために使用される当該公職の候補者等の氏名又は当該公職の候補者等の氏名が類推されるような事項を表示する文書図画を当該選挙区（選挙区がないときは、選挙の行われる区域）内に掲示する行為は、法第143条第1項に規定する禁止行為に該当するものとみなされること。
- 公職の候補者等の後援団体の政治活動のために使用される当該後援団体の名称を表示する文書図画を掲示する行為についても、上記1と同様であること。
- 次の文書図画を掲示する行為は、法第143条第1項に規定する禁止行為に該当しないものであること。
(1) 立札及び看板の類については、次表に掲げる総数の範囲内で、かつ、公職の候補者等又は当該後援団体が政治活動のために使用する事務所ごとにその場所において通じて2を限り掲示されるもの（縦150cm、横40cm以内で、県選挙管理委員会が交付する証票を貼り付けたものに限る。）。

| 選挙の種類 | 立札及び看板の総数 | |
|---------|-----------|------|
| | 公職の候補者等 | 後援団体 |
| 鳥取県知事 | 12 | 18 |
| 鳥取県議会議員 | 6 | 6 |

- (2) 政治活動のためにする演説会、講演会、研修会その他これらに類する集会の会場で当該演説会等の開催中使用されるもの。
- (3) 法第14章の3（政党その他の政治団体等の選挙における政治活動）の規定により、選挙運動期間中に使用することができるもの。

(3) 寄附等の規制について

第201800261317号
平成30年12月25日

立候補予定者及びその関係政治団体あて

鳥取県選挙管理委員会委員長

後援団体に関する寄附等の規制について（通知）

このことについては、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第199条の5の規定により、特定の場合を除くほか、当該選挙区内にある者に対する寄附等が禁止され、さらに、選挙ごとに「一定期間」規制が強化されていますが、平成30年12月14日に地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙等の期日等の臨時特例に関する法律（平成30年法律第101号）が公布施行されたことに伴い、同法第6条の規定により、この「一定期間」がそれぞれの選挙の期日前90日に当たる日から当該選挙の期日までの間と定められたところです。

ついで、同法第1条第1項の規定により、知事及び県の議会の議員の選挙期日が平成31年4月7日と定められたことにより、平成31年1月7日が、この選挙の期日前90日に当たる日となり、同日から4月7日までの間は、後援団体に関する寄附等に対する規制が下記のとおり強化されますので、御留意ください。

記

- 平成31年4月7日執行予定の知事又は県の議会の議員の選挙に立候補しようとする者（現在、知事又は県議会議員の職にある者を含む。以下「公職の候補者等」という。）の政治上の主義若しくは施策を支持し、又はこれらの者を推薦し、若しくは支持することがその政治活動のうち主たるものであるもの（以下「後援団体」という。）は、当該選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもってするを問わず、その団体の設立目的により行う行事又は事業に関し寄附をしてはならないこと。
- 何人も、後援団体の総会その他の集会又は後援団体が行う行事において、当該選挙区内にある者に対し、饗応接待をし、又は金銭若しくは記念品その他の物品を供与してはならないこと。
- 公職の候補者等は、自己に係る後援団体に対し、寄附をしてはならないこと。ただし、資金管理団体に対する寄附は除かれること。

なお、公職の候補者等が専ら政治上の主義又は施策を普及するために、その選挙区内で行う講習会その他の政治教育のための集会に関し、必要やむを得ない実費の補償としてする寄附についても禁止されるので留意すること。

(4) 施設等の利用に係る便宜供与について

第201800270417号
平成31年1月4日

各市町村長、各市町村教育委員会教育長、中国財務局鳥取財務事務所長、近畿中国森林管理局鳥取森林管理署長、中国地方整備局鳥取河川国道事務所長、中国地方整備局倉吉河川国道事務所長、西日本旅客鉄道株式会社米子支社長、智頭急行株式会社代表取締役社長、若桜鉄道株式会社代表取締役社長、西日本電信電話株式会社鳥取支店長、中国電力株式会社鳥取支社長、日本郵便株式会社鳥取中央郵便局長 あて

鳥取県選挙管理委員会委員長

鳥取県知事選挙及び県議会議員選挙における便宜供与について（依頼）

各種選挙の執行に当たりましては、貴管下の施設等の利用について、格別の御配慮をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、このたび、「地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙等の期日等の臨時特例に関する法律」（平成30年法律第101号）により、任期満了による鳥取県知事選挙（以下「知事選挙」という。）と鳥取県議会議員の一般選挙（以下「県議会議員選挙」という。）が同時に次のとおり執行されることになりました。

| | 選挙期日（投票日） | 選挙期日の告示日 |
|---------|--------------|---------------|
| 知事選挙 | 平成31年4月7日（日） | 平成31年3月21日（木） |
| 県議会議員選挙 | | 平成31年3月29日（金） |

については、これらの選挙の執行に当たり、下記事項について市町村の選挙管理委員会（以下「市町村委員会」という。）又は候補者から貴管下の施設等の利用について依頼があった場合には、業務、授業等の諸行事に支障のない限り、格別の御協力と御配慮をお願いします。

なお、貴管下の関係各機関（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者を含む。）に対しても、この旨ご指導をいただきますよう併せてお願いします。

記

1 投票所及び開票所

投票所及び開票所は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第39条及び第63条の規定により、市役所、町村役場又は市町村委員会が指定した場所に設けることとされていますが、従来、市町村委員会では、有権者の便宜のために貴管下の施設を利用することが多く、今回の選挙においても、これらの施設を利用して投票所及び開票所とする市町村が多いものと思われま。

については、市町村委員会から貴管下の施設を投票所及び開票所として使用したい旨の依頼があった場合は、投票日当日（4月7日）における各種行事の開催等について調整していただく等の御配慮をいただき、投票及び開票事務に支障を来すことがないようにお願いします。

2 ポスター掲示場

市町村委員会は、知事選挙及び県議会議員選挙の各候補者の人物等を有権者に周知させるため、知事選挙においては法第144条の2の規定により、また県議会議員選挙においては、同条及び「鳥取県議会議員選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例」（昭和57年鳥取県条例第32号）第1条の規定により、公衆の見やすい場所にポスター掲示場を設置しなければならないこととされております。

このたびの選挙は、知事選挙と県議会議員選挙とが同時に行われるため、両選挙のポスター掲示場（別紙体裁の予定）を同一場所に設置しなければなりません、その設置場所の確保については、従来、苦慮しているところ。

については、市町村委員会から貴管下の施設等にこのポスター掲示場を設置したい旨の依頼があった場合は、法第144条の5の規定（ポスター掲示場の設置についての協力）の趣旨をご理解いただき、設置場所の提供について、格別の御配慮をお願いします。

3 公営施設使用の個人演説会

知事選挙及び県議会議員選挙の候補者は、自己の政見を広く有権者に周知させるため、法第161条の規定により、学校、公民館（社会教育法（昭和24年法律第207号）第21条に規定する公民館をいう。）及び地方公共団体が管理する公会堂並びにこれら以外の施設で市町村委員会が指定した施設（以下「公営施設」という。）を使用して個人演説会を開催することができることとされております。

については、候補者から市町村委員会を通じて、貴管下の公営施設を使用する個人演説会の開催申出があった場合は、この個人演説会が開催できるよう御配慮をお願いします。

なお、公営施設を使用して個人演説会を開催しようとするときは、開催しようとする日の2日前までに公営施設が所在する市町村委員会に申し出ることとされ、この申出は告示日からできることとされていることから、公営施設を使用して個人演説会ができる期間は、次のとおり、それぞれの選挙の告示日の翌々日から選挙期日の前日までとなりますのでご注意ください。

| | |
|---------|-----------------------|
| 知事選挙 | 平成31年3月23日（土）～4月6日（土） |
| 県議会議員選挙 | 平成31年3月31日（日）～4月6日（土） |

おって、公営施設の管理者が、自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者であるときは、市町村委員会と調整の上、当該指定管理者に対し、個人演説会開催に係る手続の周知等を行なっていただきますようお願いいたします。

4 特定の建物及び施設における演説等の禁止

個人演説会は上記3の公営施設以外の施設を使用して開催することもできますが、法第166条の規定により、上記3の公営施設を除き、国、地方公共団体が所有し、又は管理する建物（公営住宅を除く。）や、病院、診療所その他の療養施設など特定の建物・施設において、選挙運動のための演説及び連呼行為を行うことは禁止されていますのでご注意ください。

また、これらの建物等のほか、汽車、電車、バス、船舶、停車場その他鉄道地内においても、これらの行為は禁止されていますので、これについてもご留意いただきますようお願いいたします。

第 201800270418 号

平成 31 年 1 月 4 日

鳥取県各部（局）長、鳥取県各総合事務所長、鳥取県企業局長、鳥取県病院局長、鳥取県教育委員会教育長、鳥取県警察本部長あて

鳥取県選挙管理委員会事務局長

鳥取県知事選挙及び県議会議員選挙における便宜供与について（依頼）
（略）

（５）投票環境向上のための取組の推進について

第 201800270782 号

平成 31 年 1 月 18 日

各市町村選挙管理委員会委員長 様

鳥取県選挙管理委員会委員長

投票環境向上のための取組の推進について（依頼）

選挙は民主主義の根幹をなすものであり、また、選挙権は、住民が国や地方公共団体の代表者を選ぶという政治参加への最も基本的な権利です。

しかしながら、近年、投票区の設置基準の見直しや人口減少等に伴い、やむなく投票所の統廃合を行う例が県内各地で散見されるところです。

については、選挙人の投票の機会を広く確保するため、下記の事項にご配慮いただきますようお願いいたします。

記

- 1 投票区の設定にあたっては、公共交通の縮小、高齢化等の環境変化が選挙人の利便に与える影響を考慮していただくこと。
- 2 選挙の執行に際しては、必要に応じて、投票区又は期日前投票所の増設、投票所又は期日前投票所への移動支援その他の選挙人の利便を向上させるための措置に積極的に取り組むことにより、選挙人が投票しやすい環境を整備していただくこと。

（６）執行計画について

第 201800279773 号

平成 31 年 1 月 11 日

各市町村選挙管理委員会委員長 様

鳥取県選挙管理委員会委員長

鳥取県知事選挙・鳥取県議会議員一般選挙執行計画について（通知）

任期満了に伴う鳥取県知事選挙及び鳥取県議会議員一般選挙は、「地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙等の期日等の臨時特例に関する法律」（平成 30 年法律第 101 号）の規定により、平成 31 年 4 月 7 日（日）に同時に行うこととなります。

については、当該選挙の執行にあたり別添のとおり執行計画を作成しましたので、本計画の内容にご留意いただき、選挙の管理執行が円滑に行われるようご配慮をお願いします。

平成 31 年 4 月 7 日執行鳥取県知事選挙・鳥取県議会議員一般選挙執行計画

平成 31 年 1 月 10 日

鳥取県選挙管理委員会

平成 31 年 4 月 7 日に行われる鳥取県知事選挙及び鳥取県議会議員選挙の管理執行に際して必要な事項は、本計画に基づき決定するものとする。

この選挙の執行に当たっては、公職選挙法をはじめ関係法令等で定める諸手続及び内容を徹底し、管理執行に万全を期することとする。

鳥取県選挙管理委員会委員長 相見 慎

I 鳥取県知事選挙

第 1 選挙期日の告示日及び選挙期日

- 1 告示日 平成 31 年 3 月 21 日（木）
- 2 選挙期日（投票日） 平成 31 年 4 月 7 日（日）

根拠法令

地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙等の期日等の臨時特例に関する法律（平成 30 年法律第 101 号）

第 2 執行要領

- 1 選挙の名称 鳥取県知事選挙

- 2 選挙長及び同職務代理者（予定）

- (1) 選挙長（予定） 相見 慎（あいみ まこと）
（鳥取県選挙管理委員会委員長）

- (2) 同職務代理者 (予定) 衣 笠 章 (きぬがさ あきら)
(鳥取県選挙管理委員会事務局長)
- (3) 執務場所 (予定)
ア 平成31年3月21日※告示日 鳥取県庁講堂 (鳥取市東町一丁目220)
イ 平成31年3月22日以降 鳥取県庁 (鳥取市東町一丁目220)

3 立候補受付

- (1) 受付日時
平成31年3月21日 (木) ※告示日
午前8時30分から午後5時まで
- (2) 受付場所 (予定)
鳥取県庁講堂
- (3) 立候補予定者説明会
開 催 日 時: 平成31年2月20日 (水) 13:30~
開 催 場 所: 鳥取県庁講堂

4 選挙人名簿への登録

- (1) 登録の基準日 平成31年3月20日 (水)
ただし年齢については選挙期日 (平成31年4月7日) 現在による。
- (2) 登 録 日 平成31年3月20日 (水)
- (3) 閲覧期間 平成31年3月21日 (木) の1日間

5 表示物等の色 (予定)

| | |
|-------------------|----------|
| 選挙事務所標札 | 白地に黒色の文字 |
| 選挙運動用自動車 (船舶) 表示板 | 白地に黒色の文字 |
| 選挙運動用拡声機表示板 | 白地に黒色の文字 |
| 個人演説会用表示板 | 白地に黒色の文字 |
| 街頭演説用標旗 | 白地に黒色の文字 |
| 乗車用腕章 | 白地に赤色の文字 |
| 運動員腕章 | 白地に赤色の文字 |
| 政治活動用自動車表示板 | 白地に黒色の文字 |
| 政談演説会用表示板 | 白地に黒色の文字 |

6 ポスター掲示場

- (1) 設置
平成31年3月21日 (告示日) から候補者がポスターを掲示できるように、あらかじめ設置する。
- (2) 体裁等 (予定)
ア 区画数 「6」区画
※区画数は平成31年2月の鳥取県選挙管理委員会において決定する
イ その他 別紙のとおり
- (3) その他
鳥取県知事選挙及び鳥取県議会議員一般選挙のそれぞれのポスター掲示場を同一場所に設置することとなるため、設置予定場所をあらかじめ実地調査し、設置可否について承知しておくこと。

7 選挙公報の発行

- (1) 掲載文の申請期限
平成31年3月22日 (金) 午後5時
- (2) 申請受付場所 (予定)
ア 平成31年3月21日 (木) 立候補届出受付場所
イ 平成31年3月22日 (金) 鳥取県選挙管理委員会事務局
- (3) 掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所 (予定)
ア 日 時 平成31年3月22日 (金) 午後5時10分
イ 場 所 鳥取県選挙管理委員室
- (4) 配布方法
平成31年4月5日 (金) までに各市町村選挙管理委員会が各戸配布等により各世帯に配布する。
- (5) 選挙公報の規格 (予定)
縦約54.5センチメートル、横約40.5センチメートル
- (6) 選挙公報の原稿の規格 (予定)
縦約16.0センチメートル、横約37.0センチメートル

8 投票日時等及び投票の順序

- (1) 投票日
平成31年4月7日 (日) 午前7時から午後8時まで
- (2) 期日前投票及び不在者投票

平成31年3月22日（金）から4月6日（土）まで
※郵便等投票による不在者投票の申請受付は4月3日（水）まで

(3) 投票の順序（予定）

鳥取県知事選挙と同時に鳥取県議会議員選挙が行われる場合は、投票用紙を同時に交付する投票所以外の投票所における投票の順序は、鳥取県知事選挙、鳥取県議会議員選挙の順とする。

9 開票日時及び開票の順序

(1) 開票開始日時

平成31年4月7日（日）午後9時までに開始する

(2) 開票場所

各市町村選挙管理委員会の定める場所

(3) 開票の順序（予定）

鳥取県知事選挙と同時に鳥取県議会議員選挙が行われる場合は、開票を同時に行う開票所以外の開票所における開票の順序は、鳥取県知事選挙、鳥取県議会議員選挙の順とする。

10 投票用紙（予定）

(1) 大きさ

縦128mm×横80mm（点字も同じ）

(2) 用紙の色

白色

(3) 文字の色

赤色

(4) 委員会の印

刷込み式

11 政治活動用ポスター証紙の様式（予定）

(1) 縦25mm×横35mm

(2) 銀色地に黒色の文字

(3) 証紙の中央に県章を入れ、第1区は桃色、第2区は空色

12 投票用封筒等（予定）

仮投票用封筒、投票用封筒及び郵便等による投票用封筒に押すべき印は、鳥取県選挙管理委員会の印とし、刷込み式とする。

13 選挙会等（予定）

(1) 選挙会の日時

平成31年4月9日（火）

(2) 選挙会の場所

鳥取県庁内

(3) 選挙立会人届出期限及び場所

ア 期 限 平成31年4月4日（木）午後5時

イ 場 所 鳥取県選挙管理委員会事務局

(4) 当選の告知及び当選人の告示

平成31年4月9日（火）

(5) 当選証書付与

ア 日 時 平成31年4月9日（火）選挙会終了後

イ 場 所 選挙会会場内

II 鳥取県議会議員一般選挙

第1 選挙期日の告示日及び選挙期日

1 告示日 平成31年3月29日（金）

2 選挙期日（投票日） 平成31年4月7日（日）

根拠法令

地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙等の期日等の臨時特例に関する法律（平成30年法律第101号）

第2 執行要領

1 選挙の名称 鳥取県議会議員一般選挙

2 選挙長及び同職務代理者等（予定）

(1) 選挙長及び同職務代理者（予定）

| 選挙区 | 選挙長 | 職務代理者 |
|-----|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 鳥取市 | 英 義 人（はなふさ よしと） （鳥取県選挙管理委員） | 谷口 透（たにぐち とおる） （東部振興監） |
| 米子市 | 広瀬 龍一（ひろせ りゅういち） （西部総合事務所地域振興局長） | 古都 憲孝（ふるいち のりたか） （西部総合事務所福祉保健局長） |
| 倉吉市 | 梅田 雅彦（うめだ まさひこ） | 信田 義実（のぶた よしみ） |

| | | |
|-----|--|--|
| | (中部総合事務所地域振興局長) | (中部県税事務所長) |
| 境港市 | 神庭 伸子 (かんばん のぶこ) (西部総合事務所地域振興局参事監) | 関 孝信 (せき たかのぶ) (西部総合事務所生活環境局長) |
| 岩美郡 | 西村 善野 (にしむら よしの) (岩美町選挙管理委員長) | 山下 清 (やました きよし) (岩美町選挙管理委員長職務代理者) |
| 八頭郡 | 大口 久志 (おおぐち ひさし) (鳥取県選挙管理委員) | 新 浩薫 (しん ひろしげ) (八頭県土整備事務所長) |
| 東伯郡 | 藤村 実千子 (ふじむら みちこ) (鳥取県選挙管理委員) | 新 貞二 (あたらし ていじ) (中部総合事務所福祉保健局長) |
| 西伯郡 | 手嶋 正生 (てしま まさき) (西部県税事務所長) | 西尾 博之 (にしお ひろゆき) (西部総合事務所農林局長) |
| 日野郡 | 越智 浩明 (おち ひろあき) (西部総合事務所日野振興センター所長) | 坂本 浩彰 (さかもと ひろあき) (西部総合事務所日野振興センター日野振興局長) |

(2) 執務場所 (予定)

ア 平成31年3月29日※告示日

| 選挙区 | 場 所 |
|-----|-------------------------------|
| 鳥取市 | 東部庁舎講堂 (鳥取市立川町六丁目176) |
| 米子市 | 西部総合事務所講堂 (米子市糺町一丁目160) |
| 倉吉市 | 中部総合事務所講堂 (倉吉市東巖城町2) |
| 境港市 | 西部総合事務所講堂 (米子市糺町一丁目160) |
| 岩美郡 | 岩美町役場大会議室 (岩美郡岩美町大字浦富675-1) |
| 八頭郡 | 八頭庁舎第1会議室 (八頭郡八頭町郡家100) |
| 東伯郡 | 中部総合事務所第201、202会議室 (倉吉市東巖城町2) |
| 西伯郡 | 西部総合事務所第2会議室 (米子市糺町一丁目160) |
| 日野郡 | 日野振興センター大会議室 (日野郡日野町根雨140-1) |

イ 平成31年3月30日以降

| 選挙区 | 場 所 |
|-----|--------------------------|
| 鳥取市 | 東部庁舎 (鳥取市立川町六丁目176) |
| 米子市 | 西部総合事務所 (米子市糺町一丁目160) |
| 倉吉市 | 中部総合事務所 (倉吉市東巖城町2) |
| 境港市 | 西部総合事務所 (米子市糺町一丁目160) |
| 岩美郡 | 岩美町役場 (岩美郡岩美町大字浦富675-1) |
| 八頭郡 | 八頭庁舎 (八頭郡八頭町郡家100) |
| 東伯郡 | 中部総合事務所 (倉吉市東巖城町2) |
| 西伯郡 | 西部総合事務所 (米子市糺町一丁目160) |
| 日野郡 | 日野振興センター (日野郡日野町根雨140-1) |

3 立候補受付

(1) 受付日時

平成31年3月29日 (金) ※告示日

午前8時30分から午後5時まで

(2) 受付場所 (予定)

| 選挙区 | 場 所 |
|-----|-----------------------------|
| 鳥取市 | 東部庁舎講堂 (鳥取市立川町六丁目176) |
| 米子市 | 西部総合事務所講堂 (米子市糺町一丁目160) |
| 倉吉市 | 中部総合事務所講堂 (倉吉市東巖城町2) |
| 境港市 | 西部総合事務所講堂 (米子市糺町一丁目160) |
| 岩美郡 | 岩美町役場大会議室 (岩美郡岩美町大字浦富675-1) |
| 八頭郡 | 八頭庁舎第1会議室 (八頭郡八頭町郡家100) |

| | |
|-----|------------------------------|
| 東伯郡 | 中部総合事務所第201、202会議室（倉吉市東巖城町2） |
| 西伯郡 | 西部総合事務所第2会議室（米子市糀町一丁目160） |
| 日野郡 | 日野振興センター大会議室（日野郡日野町根雨140-1） |

(3) 立候補予定者説明会

【東部地区】

対象選挙区：鳥取市、岩美郡、八頭郡

開催日時：平成31年2月26日（火）10：00～

開催場所：鳥取県庁講堂

【中部地区】

対象選挙区：倉吉市、東伯郡

開催日時：平成31年2月26日（火）14：00～

開催場所：中部総合事務所講堂（倉吉市東巖城町2）

【西部地区】

対象選挙区：米子市、境港市、西伯郡、日野郡

開催日時：平成31年3月1日（金）10：00～

開催場所：西部総合事務所講堂（米子市糀町一丁目160）

4 選挙人名簿への登録

(1) 登録の基準日 平成31年3月28日（木）

ただし、年齢については選挙期日（平成31年4月7日）現在による。

(2) 登録日 平成31年3月28日（木）

(3) 閲覧期間 平成31年3月29日（金）の1日間

5 表示物等の色（予定）

| | |
|-----------------|----------|
| 選挙運動用自動車（船舶）表示板 | 白地に黒色の文字 |
| 選挙運動用拡声機表示板 | 白地に黒色の文字 |
| 街頭演説用標旗 | 白地に黒色の文字 |
| 乗車用腕章 | 白地に黒色の文字 |
| 運動員腕章 | 白地に黒色の文字 |
| 政治活動用自動車表示板 | 白地に黒色の文字 |
| 政談演説会用表示板 | 白地に黒色の文字 |

6 ポスター掲示場

(1) 設置

平成31年3月29日（告示日）から候補者がポスターを掲示できるように、あらかじめ設置する。

(2) 体裁等（予定）

ア 区画数

鳥取市選挙区 「18」区画（定数12）

米子市選挙区 「15」区画（定数9）

倉吉市選挙区 「9」区画（定数3）

境港市選挙区 「6」区画（定数2）

岩美郡選挙区 「6」区画（定数1）

八頭郡選挙区 「6」区画（定数2）

東伯郡選挙区 「6」区画（定数3）

西伯郡選挙区 「6」区画（定数2）

日野郡選挙区 「6」区画（定数1）

※区画数は平成31年2月の鳥取県選挙管理委員会において決定する

イ その他 別紙のとおり

(3) その他

鳥取県知事選挙及び鳥取県議会議員一般選挙のそれぞれのポスター掲示場を同一場所に設置することとなるため、設置予定場所をあらかじめ実地調査し、設置可否について承知しておくこと。

7 選挙公報の発行

(1) 掲載文の申請期限

平成31年3月29日（金）午後5時

(2) 申請受付場所

立候補届出受付場所

(3) 掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所（予定）

ア 日時 平成31年3月29日（金）午後5時10分

イ 場所

| 選挙区 | 場所 |
|-----|------------------------|
| 鳥取市 | 東部庁舎講堂（鳥取市立川町六丁目176） |
| 米子市 | 西部総合事務所講堂（米子市糀町一丁目160） |

| | |
|-----|------------------------------|
| 倉吉市 | 中部総合事務所講堂（倉吉市東巖城町2） |
| 境港市 | 西部総合事務所講堂（米子市糺町一丁目160） |
| 岩美郡 | 岩美町役場大会議室（岩美郡岩美町大字浦富675-1） |
| 八頭郡 | 八頭庁舎第1会議室（八頭郡八頭町郡家100） |
| 東伯郡 | 中部総合事務所第201、202会議室（倉吉市東巖城町2） |
| 西伯郡 | 西部総合事務所第2会議室（米子市糺町一丁目160） |
| 日野郡 | 日野振興センター大会議室（日野郡日野町根雨140-1） |

- (4) 配布方法
平成31年4月5日（金）までに各市町村選挙管理委員会が各戸配布等により各世帯に配布する。
- (5) 選挙公報の規格（予定）
縦約54.5センチメートル、横約40.5センチメートル
- (6) 選挙公報の原稿の規格（予定）
縦約11.5センチメートル、横約37.0センチメートル

8 投票日時等及び投票の順序

- (1) 投票日
平成31年4月7日（日）午前7時から午後8時まで
- (2) 期日前投票及び不在者投票
平成31年3月30日（土）から4月6日（土）まで
※郵便等投票による不在者投票の申請受付は4月3日（水）まで
- (3) 投票の順序（予定）
鳥取県知事選挙と同時に鳥取県議会議員選挙が行われる場合は、投票用紙を同時に交付する投票所以外の投票所における投票の順序は、鳥取県知事選挙、鳥取県議会議員選挙の順とする。

9 開票日時及び開票の順序

- (1) 開票開始日時
平成31年4月7日（日）午後9時までに開始する。
- (2) 開票場所
各市町村選挙管理委員会の定める場所
- (3) 開票の順序（予定）
鳥取県知事選挙と同時に鳥取県議会議員選挙が行われる場合は、開票を同時に行う開票所以外の開票所における開票の順序は、鳥取県知事選挙、鳥取県議会議員選挙の順とする。

10 投票用紙（予定）

- (1) 大きさ
128mm×80mm（点字も同じ）
- (2) 用紙の色
薄い黄色
- (3) 文字の色
黒色
- (4) 委員会の印
刷込み式

11 政治活動用ポスター証紙の様式（予定）

- (1) 縦25mm×横35mm
- (2) 銀色地に黒色の文字
- (3) 証紙の中央に県章を入れ、色は緑色

12 投票用封筒等（予定）

仮投票用封筒、投票用封筒及び郵便等による投票用封筒に押すべき印は、鳥取県選挙管理委員会の印とし、刷込み式とする。

13 選挙会等（予定）

- (1) 選挙会の日時
平成31年4月10日（水）
- (2) 選挙会の場所

| 選挙区 | 場 所 |
|-----|----------------------------|
| 鳥取市 | 東部庁舎講堂（鳥取市立川町六丁目176） |
| 米子市 | 西部総合事務所第15会議室（米子市糺町一丁目160） |
| 倉吉市 | 中部総合事務所第205会議室（倉吉市東巖城町2） |
| 境港市 | 西部総合事務所第17会議室（米子市糺町一丁目160） |
| 岩美郡 | 岩美町役場大会議室（岩美郡岩美町大字浦富675-1） |
| 八頭郡 | 八頭庁舎第1会議室（八頭郡八頭町郡家100） |
| 東伯郡 | 中部総合事務所入札室（倉吉市東巖城町2） |
| 西伯郡 | 西部総合事務所第2会議室（米子市糺町一丁目160） |

- (3) 選挙立会人届出期限及び場所
 ア 期 限 平成31年4月4日（木）午後5時
 イ 場 所 鳥取県選挙管理委員会事務局
- (4) 当選の告知及び当選人の告示
 平成31年4月10日（水）
- (5) 当選証書付与
 ア 日 時 平成31年4月10日（水）選挙会終了後
 イ 場 所 選挙会会場内
- (6) 開票事務と選挙会事務
 選挙会の区域と開票区の区域が同一となる鳥取市選挙区、米子市選挙区、倉吉市選挙区、境港市選挙区及び岩美郡選挙区において、開票の事務を選挙会の事務に併せて行わない予定であること。

Ⅲ 啓発事業（予定）

第1 趣 旨

今回の統一地方選挙が明るく行われるために、選挙の意義の啓発、選挙制度や投票日の周知を図り投票参加を推進するとともに、きれいな選挙の推進などを中心に各種の啓発事業を行うものとする。

また、選挙権年齢が満18歳以上に引き下げられてから初めての統一地方選挙であることから、若年層に対する投票参加の呼びかけを積極的に行うものとする。

第2 重点事項

- 1 選挙の意義の啓発と投票参加の推進
- 2 きれいな選挙の推進
- 3 若年層への啓発

第3 実施主体

- 1 県及び市町村の選挙管理委員会
- 2 県及び市町村の明るい選挙推進協議会

第4 実施事業

県民が選挙を身近に感じられるよう工夫を凝らし、わかりやすい啓発事業を実施する。

- 1 県及び市町村が共同して行うもの
 - ・明るい選挙推進大会の開催
 - ・啓発用物資の配布
 - ・ポスターによる啓発
 - ・「選挙のしおり」による啓発
 - ・街頭啓発
 - ・庁舎等の懸垂幕・横断幕等の掲示
 - ・店内放送等による啓発
 - ・立候補者に対する申し入れ
 - ・その他
- 2 県が行うもの
 - ・マスメディアを活用した啓発
 - ・広告塔による啓発
 - ・便宜供与の依頼
 - ・委員長談話による啓発
 - ・その他
- 3 市町村が行うもの
 - ・広報車による啓発
 - ・広報紙等の利用による啓発
 - ・街頭啓発
 - ・その他

第5 統一標語

「自分へと、必ずつながるその一票。」

Ⅳ 投開票速報（予定）

第1 投票状況の公表

各市町村から電話により報告された投票状況について、県において集計後、公表を行う。

- 1 推定投票率
 - (1) 推定投票率は、知事選挙についてのみ、次の投票区の投票状況により推定
 鳥取市、米子市、倉吉市、境港市、岩美町、八頭町、琴浦町、大山町、日南町
 - (2) 公表の時間、及び方法

| 時間 | 方法 |
|-------------------------|----------------------|
| 9時、10時、11時、12時、13時、14時、 | ①県政記者室に配布（BizFax 送信） |

| | |
|-------------------------------------|-------------------------------|
| 15時、16時、17時、18時、19時、20時 現在の推定投票率 | ②鳥取県ホームページ（以下「HP」という。）に掲載（更新） |
|-------------------------------------|-------------------------------|

※公表時間については、県政記者クラブ加盟報道機関と調整のうえ決定。

2 確定投票率

| 区分 | 時間 | 方法 |
|------|-------------------|---|
| 知事選挙 | 20時30分から 30分おき | ①県計集計票を県政記者室に配布（BizFax送信） （※電子ファイルの送信を希望する報道機関に対しては、県政記者室への配布後、電子メールによる提供を行う。） ②HPに掲載（更新） |
| 県議選挙 | | |

※公表時間については、県政記者クラブ加盟報道機関と調整のうえ決定。

第2 開票状況の公表

各市町村からファクシミリにより受信した投票状況について、県において集計後、公表を行う。

1 知事選挙

| 区分 | 時間 | 方法 |
|--------------------|-------------------|---|
| 町村開票速報 （確定報）（A） | 着信の都度 | 個票を県政記者室に配布（BizFax送信） |
| 市開票速報（B） | | |
| 中間報 | 21時30分から 30分おき | 個票を県政記者室に配布（BizFax送信） |
| 確定報 | 着信の都度 | 個票を県政記者室に配布（BizFax送信） |
| 県計集計表 （AとBを累計） | 21時30分から 30分おき | ①県計集計票を県政記者室に配布（BizFax送信） （※電子ファイルの送信を希望する報道機関に対しては、県政記者室への配布後、電子メールによる提供を行う。） ②HPに掲載（更新） |
| 法定得票数及び 供託金の没収点 | 開票結果の公表 終了後 | 県計集計表に同じ |

※公表時間については、県政記者クラブ加盟報道機関と調整のうえ決定。

2 県議選挙

| 区分 | 時間 | 方法 |
|---------------------|-------------------|--|
| 市町村開票速報 （確定報）（A） | 着信の都度 | 個票を県政記者室に配布（BizFax送信） |
| 開票中間速報（B） | | |
| 市部選挙区 | 22時30分から 30分おき | ①町村の確定報を累計した県集計票を県政記者室に配布（BizFax送信） （※電子ファイルの送信を希望する報道機関に対しては、県政記者室への配布後、電子メールによる提供を行う。） ②HPに掲載（更新） |
| 郡部選挙区 | | |
| 県計集計表 （確定報） | 確定時 | ①全選挙区の確定報を累計した県計集計票を県政記者室に配布（BizFax送信） （※電子ファイルの送信を希望する報道機関に対しては、県政記者室への配布後、電子メールによる提供を行う。） ②HPに掲載（更新） |
| 法定得票数及び 供託金の没収点 | 開票結果の公表 終了後 | 県計集計表に同じ |

※公表時間については、県政記者クラブ加盟報道機関と調整のうえ決定。

第3 その他

市町村における投票状況及び開票状況の公表については、県選挙管理委員会への報告後は、各市町村選挙管理委員会において柔軟に対応するものとする。

V 参考

第1 今後の主要日程（予定）

1 市町村選挙管理委員会委員長・事務（管理執行、投票速報）担当者会議

(1) 日 時

平成31年2月18日（月）

(2) 場 所

- 鳥取県庁講堂
- 2 選挙長事務打合せ
- (1) 日 時
平成31年2月15日(金)
- (2) 場 所
鳥取県庁第33会議室(第二庁舎4階)
- 3 明るい統一地方選挙推進大会
- (1) 日 時
平成31年3月11日(月)
- (2) 場 所
倉吉体育文化会館大研修室
- 4 市町村選挙事務(投開票)担当者会議
- (1) 日 時
平成31年3月15日(金)
- (2) 場 所
鳥取県庁講堂
- ※各種会議等の開催については、その都度、日時等について通知を行う。

(7) ポスター掲示場減数協議について

第201800271434号
平成31年1月11日

各市町村選挙管理委員会事務局長 様

鳥取県選挙管理委員会事務局長
(公印省略)

ポスター掲示場減数協議書の提出について(通知)

平成31年4月7日執行予定の鳥取県知事選挙及び県議会議員選挙におけるポスター掲示場の総数を減じる場合は県選挙管理委員会と協議を行うこととされています。

ついては、ポスター掲示場の減数を行おうとする市町村は、減数協議書を下記の要領により提出してください。

なお、減数を行わない市町村については、その旨及び算定した法定設置数を報告していただきますようお願いいたします。

記

- 提出期限 平成31年2月12日(火)
- ポスター掲示場減数協議書
 - ポスター掲示場減数協議書は選挙ごとに作成すること。
 - 鳥取県知事選挙
別紙1(鳥取県選挙運動管理規程(昭和37年鳥取県選挙管理委員会規則第3号)別記第5号様式の2)により作成すること。
 - 鳥取県議会議員選挙
別紙2(鳥取県議会議員選挙におけるポスター掲示場に関する規程(昭和58年鳥取県選挙管理委員会規則第1号)別記様式)により作成すること。
 - 作成に当たっては、減数協議書と設置計画表とは別葉とすること。
 - 鳥取県知事選挙と県議会議員選挙でポスター掲示場を同数減少する場合には、県議会議員選挙に係る設置計画表の添付は不要であること。
 - ポスター掲示場の法定設置数の算定に用いる選挙人名簿登録者数は、平成30年12月1日現在の定時登録の数によること。
- ポスター掲示場の体裁等
鳥取県知事選挙及び県議会議員選挙におけるポスター掲示場の体裁及び掲示板の区画数については、本日付第201800279773号委員長通知で示されたところであるが、それぞれのポスター掲示場は、同一場所に設置することを原則としているので、設置場所をあらかじめ実地に調査し、設置することが実際に可能かどうかその状況を的確に把握した上で申請すること。
(別紙1)

ポスター掲示場減数協議書

平成31年4月7日執行予定の鳥取県知事選挙において、公職選挙法第144条の2第1項の規定により設置するポスター掲示場の総数を、同条第2項ただし書の規定により次のとおり減じたいので、関係書類を添えて協議します。

平成 年 月 日

(市町村)選挙管理委員会委員長 印

鳥取県選挙管理委員会委員長 様

記

- 1 ポスター掲示場の法定総数 箇所
 - 2 ポスター掲示場を減じようとする数 箇所
 - 3 設置するポスター掲示場の総数 箇所
- 添付書類（上記協議書とは別葉とすること。）

ポスター掲示場設置計画表

| 投票区名 | 選挙人名簿登録者数 | 投票区の面積 | 法定の設置数(A) | 設置計画の数(B) | 増減△((B)-(A)) | 世帯数 | 集落数 | ポスター掲示場の総数を減じようとする理由 |
|------|-----------|--------|-----------|-----------|--------------|-----|-----|----------------------|
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| 計 | | | | | | | | |

備考

- 1 「選挙人名簿登録者数」は、平成30年12月1日現在の定時登録の数によること。
 - 2 「世帯数」は、平成31年1月31日現在の住民基本台帳人口によること。
 - 3 住宅地、耕地、山林、池沼の区別が表示された地図に、投票区の区域及びポスター掲示場を設置する予定の場所を表示したものを添付すること。
- (別紙2)

ポスター掲示場減数協議書

平成31年4月7日執行予定の鳥取県議会議員選挙において、鳥取県議会議員選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例第1条第1項の規定により設置するポスター掲示場の総数を、下記のとおり減少したいので、関係書類を添えて協議します。

平成 年 月 日

(市町村) 選挙管理委員会委員長 印

鳥取県選挙管理委員会委員長 様

記

- 1 ポスター掲示場の法定総数 箇所
 - 2 ポスター掲示場を減じようとする数 箇所
 - 3 設置するポスター掲示場の総数 箇所
- 添付書類（上記協議書とは別葉とすること。）

ポスター掲示場設置計画表

| 投票区名 | 選挙人名簿登録者数 | 投票区の面積 | 法定の設置数(A) | 設置計画の数(B) | 増減△((B)-(A)) | 世帯数 | 集落数 | ポスター掲示場の総数を減じようとする理由 |
|------|-----------|--------|-----------|-----------|--------------|-----|-----|----------------------|
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| 計 | | | | | | | | |

備考

- 1 「選挙人名簿登録者数」は、平成30年12月1日現在の定時登録の数によること。
- 2 「世帯数」は、平成31年1月31日現在の住民基本台帳人口によること。
- 3 住宅地、耕地、山林、池沼の区別が表示された地図に、投票区の区域及びポスター掲示場を設置する予定の場所を表示したものを添付すること。ただし、鳥取県知事選挙と同数を減少する場合は、添付は不要であること。

(8) 各種報告等について

第201800273739号
平成31年1月17日

各市町村選挙管理委員会事務局長 様

鳥取県選挙管理委員会事務局長
(公印省略)

平成31年4月7日執行予定の鳥取県知事選挙及び県議会議員選挙における各種報告等について (通知)

標記選挙における各種の報告等については、下記によることとしますので、適切な処理をお願いします。
記

- 1 この報告等は、別途通知するものを除き別紙一覧表のとおりであること。
 - 2 報告等に当たっては、それぞれの期限を厳守すること。
 - 3 報告等の方法は、ファクシミリによるものや文書によるものなどその方法が異なるので注意すること。
- 別紙一覧表

鳥取県知事選挙及び県議会議員一般選挙における各種報告等一覧表

| 報告事項等 | 区分 | 報告等期限 | 報告等の方法 | 提出部数 | 報告等様式 | 備 考 |
|------------------------|----------|-----------------|-----------------------|---------------------|---------|--|
| ポスター掲示場減数協議 | 知事 県議 | 別途通知 (2月12日) | 文書 | 別途通知するところによること。 | | |
| ポスター掲示場設置場所一覧表及び図面 | 知事 | 2月18日 | 文書 | 別紙のとおり | 様式第1号 | 図面を添付すること。 それぞれ選挙名を明記すること。 |
| | 県議 | 2月18日 | | | | |
| 個人演説会等施設指定 | 知事 県議 | 2月22日 | 文書 | 1部 | 様式第2号 | 知事選挙で報告すれば県議選挙での報告は不要であること。報告期限より早めに報告すること。 |
| 選挙人名簿登録者数 | 知事 | 3月20日 | ファクシミリ 又は 電子メール | - | 様式第3号 | 12時00分まで ファクシミリ →0857-26-8129 電子メール →senkan@pref.tottori.lg.jp 報告後の異動は、15時00分までに電話で一報した後、ファクシミリで行うこと(電子メール不可) |
| | 県議 | 3月28日 | | | 様式第4号 | |
| (期日前)投票所開閉時刻繰上げ・繰下げの届出 | 知事 県議 | 3月21日 | 文書 | 1部 | 様式第5号 | 知事選挙で報告すれば県議選挙での報告は不要であること。恒常承認・届出済のものも含め、繰上げ・繰り下げを行うもの全てについて届出すること。 |
| 選挙当日有権者数 | 知事 | 4月6日 | ファクシミリ 又は 電子メール | - | 様式第6号の1 | 12時00分までに送信すること。 報告後の異動は、直ちに報告すること。 |
| | 県議 | | | | 様式第6号の2 | |
| 速報投票区投票速報 | 知事 県議 | 4月7日 | 電話 | それぞれ別途通知するところによること。 | | |
| 投開票速報 | 知事 県議 | 4月7日 | ファクシミリ | | | |
| 開票録 | 知事 県議 | 4月8日 | 持参 | | | |
| 期日前投票の中間状況等 | 知事 県議 | 別途通知 | ファクシミリ | | | |
| 年齢別投票者数 | 知事 | 別途通知 | 電子メール | | | |
| 時間別投票者数(投票所、期日前投票所) | 知事 県議 | 別途通知 | 電子メール | | | |
| 確定報告書 | 知事 県議 | 別途通知 | 電子メール | | | |
| 18歳、19歳の選挙人の数等(全数調査) | 知事 | 別途通知 | 電子メール | | | |

様式第1号

鳥取県知事選挙(鳥取県議会議員一般選挙○○選挙区)ポスター掲示場設置場所一覧表

○○選挙管理委員会

| 投票区名 | 一連番号 | ポスター掲示場の設置場所 | |
|------|------|--------------|---------|
| | | 所在地 | 設置位置の表示 |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

- (注) 1 A4判の大きさを左綴じとすること。
 2 A4判の大きさであれば、ポスター掲示場の設置場所の告示の余部を用いて作成して差し支えないこと。
 3 一連番号は、ポスター掲示場の設置告示の一連番号と一致するものであること。
 4 鳥取県知事選挙と鳥取県議会議員一般選挙と別々に作成すること。
 5 一覧表には、次により作成した図面を添付すること。

図面の作成方法

図面はなるべく縮尺2万5千分の1以上の大きさの地図を用いるものとし、これに投票区の区域、投票区名及びポスター掲示場の設置場所を表示すること。

ただし、市街地の場合及び既存の地図にこれらの表示をしても判り難い場合については、投票区単位程度に別の図面を作成すること。これらの表示の方法は原則として次によること。(別図参照)

- (1) 投票区の区域は、赤色の線で囲み記入すること。
 (2) 投票区名は、投票区の番号をアラビア数字(固有の名称がある場合はその名称)で記入すること。
 (3) ポスター掲示場の設置場所は、赤色の○印で表示し、これに市町村ごとにポスター掲示場の設置場所の告示の一連番号欄の番号を付すること。

*別図 略

様式第2号

個人演説会等会場指定報告書

公職選挙法第161条第1項第3号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催できる施設を次のとおり指定したので、同条第3項の規定により報告します。

平成 年 月 日

(市町村) 選挙管理委員会委員長 印

鳥取県選挙管理委員会委員長 あて

| 指定年月日 | 指定施設の所在地 | 指定施設の名称 | 指定施設の管理者 | 聴衆席の面積 | 収容人員 | 備考 |
|-------|----------|---------|----------|--------|------|----|
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

様式第3号

鳥取県知事選挙選挙人名簿登録者数報告書

選挙管理委員会

平成31年3月20日現在(単位:人)

| 区分 | 定時登録日(31.3.1)現在における名簿登録者総数(A) | (A)の登録に係る補正登録者数(B) | 選挙時登録者数(C) | (C)の登録に係る補正登録者数(D) | 随時抹消者数(E) | 今回選挙時登録者数(31.3.20)(F) | 今回選挙時登録日(31.3.20)現在における名簿登録者総数A+B+C+D-E+F(G) | 備考 |
|----|-------------------------------|--------------------|------------|--------------------|-----------|-----------------------|--|--------------------------------|
| 男 | | | | | | | | (うち、満19歳の者:) (うち、満18歳の者:) |
| 女 | | | | | | | | (うち、満19歳の者:) (うち、満18歳の者:) |

| | | | | | | | |
|---|--|--|--|--|--|--|------------------------------|
| | | | | | | | 者：) |
| 計 | | | | | | | (うち、満19歳の者：) (うち、満18歳の者：) |

- (注) 1 「選挙時登録者数(C)」は定時登録日(31.3.1)から、今回選挙時登録日(31.3.20)までの間に選挙時登録が行われた場合において、当該登録日に登録された者の数を記入すること。
 2 「随時抹消者数(E)」は定時登録日(31.3.1)から今回選挙時登録日(31.3.20)までの間に選挙人名簿から抹消した者の数を記入すること。
 3 「今回選挙時登録者数(F)」は、3月20日現在において登録の資格を有する者で、3月20日に登録された者の数を記入すること。
 4 登録日の変更が行われた場合においては、変更された登録日を備考欄に記入すること。
 5 在外選挙人名簿登録者数は含まないものであること。
 6 (G)欄の()内には、内数として、満19歳の者の数(平成30年4月9日から平成31年4月8日の間に19歳の誕生日を迎える者の数)と満18歳の者の数(平成30年4月9日から平成31年4月8日の間に18歳の誕生日を迎える者の数)をそれぞれ記入すること。
 7 3月20日正午までにファクシミリ又は電子メールで報告すること。
 8 報告後数値に異動が生じた場合は、3月20日午後3時までにその数を報告すること。

様式第4号

鳥取県議会議員一般選挙選挙人名簿登録者数報告書

選挙管理委員会

平成31年3月28日現在(単位:人)

| 区分 | 前回選挙時登録日(31.3.20)現在における名簿登録者数(A) | (A)の登録に係る補正登録者数(B) | 随時抹消者数(C) | 今回選挙時登録者数(31.3.28)(D) | 今回選挙時登録日(31.3.28)現在における名簿登録者総数 A+B-C+D(E) | 備考 |
|----|----------------------------------|--------------------|-----------|-----------------------|---|------------------------------|
| 男 | | | | | | (うち、満19歳の者：) (うち、満18歳の者：) |
| 女 | | | | | | (うち、満19歳の者：) (うち、満18歳の者：) |
| 計 | | | | | | (うち、満19歳の者：) (うち、満18歳の者：) |

- (注) 1 「今回選挙時登録者数(D)」は前回の選挙時登録日(31.3.20)から、今回選挙時登録日(31.3.28)までの間に新たに登録の資格を有することとなった者のうち、3月28日現在において登録の資格を有する者で、3月28日に登録された者の数を記入すること。
 2 「随時抹消者数(C)」は前回選挙時登録日(31.3.20)から今回選挙時登録日(31.3.28)までの間に選挙人名簿から抹消した者の数を記入すること。
 3 登録日の変更が行われた場合においては、変更された登録日を備考欄に記入すること。
 4 在外選挙人名簿登録者数は含まないものであること。
 5 (G)欄の()内には、内数として、満19歳の者の数(平成30年4月9日から平成31年4月8日の間に19歳の誕生日を迎える者の数)と満18歳の者の数(平成30年4月9日から平成31年4月8日の間に18歳の誕生日を迎える者の数)をそれぞれ記入すること。
 6 3月28日正午までにファクシミリ又は電子メールで報告すること。
 7 報告後数値に異動が生じた場合は、3月28日午後3時までにその数を報告すること。

様式第5号

投票所開閉時刻繰上げ・繰下げ届出書

平成31年4月7日執行の鳥取県知事選挙において、次のとおり投票所開閉時刻の繰上げ(繰下げ)をすることとしたので届け出ます。

平成 年 月 日

(市町村)選挙管理委員会委員長 印

鳥取県選挙管理委員会委員長 あて

(1) 投票所

| 投票区の名称 | 開・閉の別 | 繰上げ等の時間 | | 恒久・今回限りの別 | 備考 |
|--------|-------|---------|---|-----------|----|
| | | 開 | 閉 | | |
| | 開・閉 | | | | |
| | 開・閉 | | | | |
| | 開・閉 | | | | |

(注) 開・閉の別欄は、両方又はその一方に○をすること。

備考欄には、従前の繰上げ・繰下げの状況を記載するとともに、繰上げ、繰下げする理由を記載すること。
(農繁期における農家の仕事の状況、工業地帯における就業期間、地域的な日没時間等、地域の実情を踏まえて判断すること。)

(2) 期日前投票所

| 期日前投票所の名称 | 開・閉の別 | 繰上げ等の時間 | | 恒久・今回限りの別 | 備考 |
|-----------|-------|---------|---|-----------|----|
| | | 開 | 閉 | | |
| | 開・閉 | | | | |

(注) 開・閉の別欄は、両方又はその一方に○をすること。

備考欄には、従前の繰上げ・繰下げの状況を記載すること。

様式第6号の1

鳥取県知事選挙当日選挙人名簿登録者数及び有権者数報告書

選挙管理委員会

平成31年4月6日現在

| 区分 | 選挙時登録日 (31. 3. 28) 現在登録者数 (A) | 選挙時登録に係る 補正登録者数 (B) | 随時抹消者数 (C) | 選挙当日登録者数 (31. 4. 6) (D) = (A + B - C) | 選挙当日有権者数 (31. 4. 6) (E) | 備考 |
|----|--|---------------------------|---------------|--|--------------------------------|----|
| 男 | | | | (うち、満19歳の者：) (うち、満18歳の者：) | (うち、満19歳の者：) (うち、満18歳の者：) | |
| 女 | | | | (うち、満19歳の者：) (うち、満18歳の者：) | (うち、満19歳の者：) (うち、満18歳の者：) | |
| 計 | | | | (うち、満19歳の者：) (うち、満18歳の者：) | (うち、満19歳の者：) (うち、満18歳の者：) | |

(注)

- 4月6日正午までにファクシミリ又は電子メールで報告すること。
- (D)と(E)は必ずしも一致しないものであるが、異なる場合はその理由(失権、転出者)も報告すること。
- (E)欄については、選挙人名簿に登録されている者のうち、転出者(県外・県内とも)は除かれること。ただし、転出者、抹消者等であっても、4月5日までに期日前投票を行った者は含まれること。
- 報告後数値に異動が生じた場合は、4月6日午後3時までにその数を報告すること。ただし、報告後における随時抹消等による数値の異動については、報告は不要であること。
- (D)欄及び(E)欄の()内には、内数として、満19歳の者の数(平成30年4月9日から平成31年4月8日の間に19歳の誕生日を迎える者の数)と満18歳の者の数(平成30年4月9日から平成31年4月8日の間に18歳の誕生日を迎える者の数)をそれぞれ記入すること。

様式第6号の2

鳥取県議会議員一般選挙当日選挙人名簿登録者数及び有権者数報告書

選挙管理委員会

平成31年4月6日現在

| 区分 | 選挙時登録日 (31. 4. 28) 現在 登録者数 (A) | 選挙時登録に係る 補正登録者数 (B) | 随時抹消者数 (C) | 選挙当日登録者数 (31. 4. 6) (D)= (A + B - C) | 選挙当日有権者数 (31. 4. 6) (E) | 備考 |
|----|---|---------------------------|---------------|---|--|----|
| 男 | | | | (うち、満 19 歳 の者：) (うち、満 18 歳 の者：) | (うち、満 19 歳 の者：) (うち、満 18 歳 の者：) | |
| 女 | | | | (うち、満 19 歳 の者：) (うち、満 18 歳 の者：) | (うち、満 19 歳 の者：) (うち、満 18 歳 の者：) | |
| 計 | | | | (うち、満 19 歳 の者：) (うち、満 18 歳 の者：) | (うち、満 19 歳 の者：) (うち、満 18 歳 の者：) | |

(注)

- 1 4月6日正午までにファクシミリ又は電子メールで報告すること。
- 2 (D)と(E)は必ずしも一致しないものであるが、異なる場合はその理由(失権、転出者)も報告すること。
- 3 (E)欄については、選挙人名簿に登録されている者のうち、転出者(県外・県内とも)は除かれること。ただし、転出者、抹消者等であっても、4月5日までに期日前投票を行った者は含まれること。
- 4 報告後数値に異動が生じた場合は、4月6日午後3時までにその数を報告すること。ただし、報告後における随時抹消等による数値の異動については、報告は不要であること。
- 5 (D)欄及び(E)欄の()内には、内数として、満19歳の者の数(平成30年4月9日から平成31年4月8日の間に19歳の誕生日を迎える者の数)と満18歳の者の数(平成30年4月9日から平成31年4月8日の間に18歳の誕生日を迎える者の数)をそれぞれ記入すること。

(9) 委員会の決定事項について

第 201800294145 号
平成 31 年 2 月 5 日

各市町村選挙管理委員会委員長 様

鳥取県選挙管理委員会委員長

鳥取県知事選挙及び県議会議員一般選挙における委員会の決定事項について(通知)

平成31年4月7日執行予定の鳥取県知事選挙(以下「知事選挙」という。)及び鳥取県議会議員一般選挙(以下「県議選挙」という。)における主な留意事項については、平成31年1月11日付第201800279773号で通知したところですが、このたび下記のとおり正式決定しましたので、事務処理に当たっては適切に処理していただきますようお願いいたします。

記

1 投票用紙の様式

投票用紙の様式は次のとおりとするほか、それぞれの選挙名を強調した表記とすること。また、鳥取県選挙管理委員会の印は刷込み式とすること。

| 項 目 | 知 事 選 挙 | 県 議 選 挙 |
|---------|---------|---------|
| 用 紙 の 色 | 白 色 | 薄 い 黄 色 |
| 文 字 の 色 | 赤 色 | 黒 色 |

2 不在者投票用封筒等に押すべき印

知事選挙及び県議選挙に用いる仮投票用封筒、不在者投票用封筒及び郵便等による不在者投票用封筒に押すべき印は、鳥取県選挙管理委員会の印とし、その印は刷込み式とすること。

3 ポスター掲示場

ポスター掲示場の体裁は(別紙1)のとおりとし、掲示板の区画数はそれぞれ次のとおりであること。

なお、ポスター掲示場の作製及び設置に当たっては、別途送付の「ポスター掲示場設置要領」を参照すること。

| 選挙の種類（選挙区） | 区画数 |
|--------------|--------|
| 知事選挙 | 「6」区画 |
| 県議選挙（鳥取市選挙区） | 「18」区画 |
| "（米子市選挙区） | 「15」区画 |
| "（倉吉市選挙区） | 「9」区画 |
| "（境港市選挙区） | 「6」区画 |
| "（岩美郡選挙区） | 「6」区画 |
| "（八頭郡選挙区） | 「6」区画 |
| "（東伯郡選挙区） | 「6」区画 |
| "（西伯郡選挙区） | 「6」区画 |
| "（日野郡選挙区） | 「6」区画 |

4 選挙人名簿の整理

選挙人名簿の選挙時登録基準日等は次のとおりであるが、その整理に当たっては（別紙2）を参照すること。

| 項目 | 知事選挙 | 県議選挙 |
|-------|--------------------------------------|----------|
| 登録基準日 | 3月20日（水） （ただし、年齢については、4月7日であること。） | 3月28日（木） |
| 登録日 | 3月20日（水） （登録基準日と同日であること。） | 3月28日（木） |
| 閲覧期間 | 3月21日（木） （告示日のみの1日間であること。） | 3月29日（金） |

*別紙1 略

（別紙2）

知事選挙及び県議選挙における選挙人名簿の整理

| 区分 | 知事選挙 | 県議選挙 |
|-----------------------------|---|---|
| 1 選挙人名簿登録基準日等 | | |
| (1)登録基準日 | 平成31年3月20日（水） （ただし、年齢については4月7日（日）とする。） | 平成31年3月28日（木） （ただし、年齢については4月7日（日）とする。） |
| (2)登録日 | 平成31年3月20日（水） （登録基準日と同日であること。） | 平成31年3月28日（木） （登録基準日と同日であること。） |
| (3)閲覧期間 | 平成31年3月21日（木） （告示日のみの1日間であること。） | 平成31年3月29日（金） （告示日のみの1日間であること。） |
| 2 選挙時登録 | | |
| (1)年齢要件 | 平成13年4月8日以前に出生した者で、 ↓ 平成30年12月20日以前に転入届をした者を、 ↓ 平成31年3月20日（水）に登録すること。 | 平成13年4月8日以前に出生した者で、 ↓ 平成30年12月21日以降、同月28日以前に転入届をした者を、 ↓ 平成31年3月28日（木）に登録すること。 |
| (2)住所要件 | | |
| (3)登録 | | |
| 3 選挙時登録（表示登録制度に係るもの） | | |
| (1)年齢要件 | 平成13年4月8日以前に出生した者で、 ↓ | |
| (2)住所要件 | 住民票が作成された日から引き続き3箇月以上住民基本台帳に記録されていた者であつて、平成30年11月20日以後に転出した者を、 ↓ | |
| (3)登録 | 平成31年3月20日（水）に公職選挙法第21条第2項に該当する者である旨を表示して登録すること。 | |
| 4 随時抹消 | | |
| (1)登録基準日以前 | 平成31年3月20日（水）までに、平成30年11月19日以前に転出した者を抹消すること。 | 平成31年3月28日（木）までに、平成30年11月20日以降、同月27日以前に転出した者を抹消すること。 |
| (2)告示日以後 | 平成31年4月7日（日）までに、平成30年12月6日以前に転出した者を抹消すること。 | |

4 平成31年4月7日（日）の選挙人名簿の状態

平成13年4月8日以前に出生した者で
 平成30年12月28日以前に転入届をした者は、登録されており、
 平成30年12月29日以降に転入届をした者は、登録されていない。
 平成30年12月6日以前に転出した者は、抹消されており、
 平成30年12月7日以降に転出した者は、その旨表示されている。

5 二重登録

次の期間に、旧住所地から転出し、新住所地に転入届をした者は、二重登録の可能性がある。したがって、これらの者については、新・旧住所地間において連絡を取り、新住所地で登録された者は、旧住所地では投票できないことを関係者に周知しておくこと。

| 異動月日 | 平成30年12月6日 | 12月7日 | 12月8日 | 12月27日 | 12月28日 | 12月29日 |
|-----------|------------|-------|-------|--------|--------|--------|
| 転入届(新住所地) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | × |
| 転出(旧住所地) | × | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

※○印は選挙人名簿に登録されている状態を示す。

二重登録の可能性のある期間

【注意】

期日前投票制度の導入に伴い、11月22日以後、12月6日以前に転出した者についても、二重登録の可能性があるので特に留意すること。

(10) 管理執行通知

第201800290191号
 平成31年2月18日

各市町村選挙管理委員会委員長 様

鳥取県選挙管理委員会委員長

鳥取県知事選挙及び県議会議員一般選挙の管理執行について（通知）
 鳥取県知事選挙（以下「知事選挙」という。）及び県議会議員一般選挙（以下「県議選挙」という。）は、さきに通知したとおり、次により同時に執行されることになりました。

| 区分 | 選挙の期日 | 選挙期日の告示日 |
|------|---------|----------|
| 知事選挙 | 4月7日（日） | 3月21日（木） |
| 県議選挙 | | 3月29日（金） |

については、市町村の選挙管理委員会（以下「市町村委員会」という。）におかれては、これらの選挙の管理執行に万全を期するため、下記事項に留意されるとともに、市町村長等関係機関とも十分協議の上、選挙事務体制の確立を図り、周到な計画のもとに事務処理に当たられるようお願いいたします。

記

第1 一般的事項

1 今回の知事選挙及び県議選挙は、「地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙等の期日等の臨時特例に関する法律」（平成30年法律第101号。以下「特例法」という。）及び「地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙等の期日等の臨時特例に関する法律施行令」（平成30年政令第336号。以下「特例政令」という。）の規定に基づき執行されること。

については、当該特例法及び特例政令のほか、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号。以下「政令」という。）、公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号。以下「規則」という。）、公職選挙法による選挙事務規程（昭和31年鳥取県選挙管理委員会規則第3号。以下「選規」という。）、鳥取県選挙運動管理規程（昭和37年鳥取県選挙管理委員会規則第3号。以下「運規」という。）等に留意すること。

2 特例法第1条の規定により、市町村の議会議員又は長の選挙を4月21日に執行する市町村にあっては、事務処理が錯そうすることも予想されるので十分留意すること。

3 市町村委員会の書記その他選挙事務に従事する職員（以下「選挙事務従事者」という。）の指揮監督を厳正にし、これらの者に対し適宜、説明会等を開催して法令に基づく正確な事務処理を習熟させ、いやしくも法令に違反したり、部外者に疑惑を抱かせることのないようにすること。

4 選挙事務の執行に際し、不測の事態が発生したときは、選挙事務従事者は市町村委員会に、市町村委員会

は県の選挙管理委員会（以下「県委員会」という。）に速やかに連絡してその指示を受けることとし、事故を拡大させることのないようにすること。

- 5 選挙事務従事者に対しては、その職が常勤又は非常勤にかかわらず身分上の地位と職務権限とを明らかにできるよう措置しておくこと。

第2 選挙人名簿

1 選挙人名簿の整備

- (1) 選挙時における選挙人名簿の登録事務は、短期間に処理する必要があるため、被登録資格を有する者の常時調査及び整理並びに既に年齢満17年に達した者の調査及び整理については、なお一層配慮し、脱漏、誤載等が生じないように十分留意すること。また、帰化した者についても、選挙人名簿への被登録資格に係る平成24年10月2日付第201200105909号当委員会事務局長通知及び平成24年9月28日付総行選第39号・総行管第126号総務省自治行政局選挙部選挙課長・管理課長通知に留意し、脱漏、誤載等が生じないように十分留意すること。
- (2) 表示登録の対象となる者については、旧住所地の市区町村から転出後3ヵ月を経過し、4ヵ月を経過していない場合には、新住所地において3ヵ月以上居住することにより、旧住所地及び新住所地の選挙人名簿の両方に登録されることになるが、旧住所地及び新住所地の市区町村間におけるそれぞれの選挙人名簿への登録の有無を十分確認するように努めること。
- (3) 選挙時登録後の選挙人名簿についても、選挙期日の前日（4月6日）までの間、死亡者並びに誤載者等の抹消及び住所移転者等の表示を行い、その整備に努めること。
特に住所移転者については、選挙期日の前日までに、住所移転後4ヵ月を経過する者を他の住所移転者と区別しておき、経過した者については漏れなく抹消すること。
- (4) 選挙人の住所について疑義が生じた場合は、実態を調査した上でその認定を行うこと。

2 選挙時登録

知事選挙及び県議選挙の選挙時登録の基準日等は、特例政令第1条の規定により、それぞれ次のとおり定められており、県委員会において改めて告示しないものであること。

| 区 分 | 知事選挙 | 県議選挙 |
|-------|---------------------------------|----------|
| 登録基準日 | 3月20日（水） | 3月28日（木） |
| | （ただし、年令の算定基準日については4月7日（日）であること） | |
| 登 録 日 | 3月20日（水） | 3月28日（木） |
| | （登録基準日と同日であること） | |
| 閲 覧 日 | 3月21日（木） | 3月29日（金） |
| | （告示日のみの1日間であること） | |

この場合において、告示日から選挙期日までの間に満18年に達する者については、登録日に登録することになるが、その者に係る住所要件は、登録基準日を基準とするものであるから、登録基準日において当該市町村に3ヵ月以上住所を有していることを要すること。したがって、これにより登録された者は、満18年に達するまでは期日前投票を行うことはできないが、不在者投票を行うことはできるものであること。

3 登録の移替え

市町村委員会が、当該市町村の区域内の他の投票区に住所を移転した者に係る登録の移替えをしないことができる期間は、特例政令第1条の規定により、選挙期日前60日（2月6日）から選挙期日（4月7日）までとされたこと。

この場合、期間の設定に当たっては、管理執行上の要請と選挙人の便宜等とを比較考慮して定めるとともに、期間を定めたときはその旨を告示その他の方法によって選挙人に周知するよう措置すること。

4 補正登録

選挙時登録後、補正登録が必要な場合に備えて、事前に市町村長側と連絡を取り、住民基本台帳との照合等のための事務処理体制を整えておくこと。

5 選挙人名簿登録者数及び選挙当日有権者数の報告

選挙人名簿登録者数及び選挙当日有権者数の報告については、「平成31年4月7日執行予定の鳥取県知事選挙及び県議会議員選挙における各種報告等について（通知）」（平成31年1月17日付第201800273739号（以下「各種報告等通知」という。））で通知したところにより報告すること。

第3 投票

1 投票用紙等

- (1) 無効投票の減少及び開票事務の促進を図る見地から、投票用紙の色及び文字の色をそれぞれ次のとおりとし、これに押すべき印は、鳥取県選挙管理委員会の印（刷込み式）とすること。

| 区 分 | 用紙の色 | 文字の色 |
|------|------|------|
| 知事選挙 | 白 色 | 赤 色 |
| 県議選挙 | 薄い黄色 | 黒 色 |

- (2) 仮投票用封筒、不在者投票用封筒及び郵便等による投票用封筒に押すべき印は、鳥取県選挙管理委員会の印（刷込み式）とすること。

(3) 投票用紙は、次の日程で送付すること。

| 区 分 | 期 日 | 備 考 |
|------|----------|---------|
| 知事選挙 | 3月14日(木) | 第1回物資輸送 |
| 県議選挙 | 3月26日(火) | 第3回物資輸送 |

(4) 投票用紙の管理及び受け払いについては、特に慎重に取り扱い、不正使用、紛失等の事故が生ずることのないよう、保管者及び保管場所の選定並びに受払簿の整備について十分留意すること。

また、視覚障害者自らが投票用紙の種類を識別できるように、点字用投票用紙に選挙の種類を表示する点字シールを貼ることとしているので留意すること。

2 投票所の設備等

(1) 投票所は選挙人の利便を考慮して、当該投票区の中で最も適切な施設を選定し、高齢者や歩行が困難な者の便宜のため、エレベーター等の昇降設備のない2階以上の部屋に設けないように特に留意すること。

投票所内はもとより、投票所への進入路等についても、可能な限り段差の解消に努め、車椅子使用者等の安全を確保するなどバリアフリーの観点から配慮を行うこと。

期日前投票所や市町村委員会の委員長が管理する不在者投票記載場所においても同様であること。

(2) 投票所の設備は、選挙期日の前日(4月6日)までに整え、投票の開始に支障を来すことがないようにするとともに、設備については、選規第17条の規定に準じて適正な配置をすること。

また、選挙人にわかりやすくするため、案内図の表示、順路の明示等の措置を講ずるとともに、視覚障害者や歩行が困難な者の誘導等についても、十分な配慮を行うこと。

(3) 投票用紙の交付及び投票の記載は、知事選挙と県議選挙とでそれぞれ分けて行うことができるようにすること。

特に、投票記載所の近くの適当な場所に、「白色の投票用紙は知事選挙です。」「黄色の投票用紙は県議選挙です。」といった表示を行うこと。

(4) 投票記載所は、有権者の投票の秘密が保持できるよう配慮すること。

(5) 投票記載所における候補者の氏名及び党派名の掲示に当たっては、複数の者が事前に確認を行う等の方法により、その内容に脱漏、誤り等のないよう十分留意すること。また、破損、汚損等が生じたときは、速やかに再掲示する等万全の措置を講ずること。

(6) 投票箱は、可能な限り、知事選挙と県議選挙とを区別して2個設置し、それぞれの表面には当該選挙名を表示し、その裏面には反対の表示をすること。両選挙を通じて使用する場合は、投票箱の表面に両選挙名の表示が必要であること。

(7) 投票区の増設などの投票環境向上の取組については、平成31年1月18

日付第201800270782号「投票環境向上のための取組の推進について(依頼)」によること。

(8) 投票所に入ることのできる子どもの範囲が拡大されていることから、十分なスペース確保や選挙人の動線と区分された場所の確保などについて配慮すること。

3 選挙人名簿の対照

選挙人名簿の対照に際しては、選挙人に選挙人名簿の記載内容が容易に見えることのないよう配慮すること。

4 投票の順序等

(1) 投票の順序は、知事選挙を先に行い、県議選挙を後に行うこと。

(2) 投票用紙の交付に当たっては、他の選挙の投票用紙を誤って交付する、あるいは、点字投票用紙の点字シールを貼り間違えるといった単純な過誤がないよう必ず複数の者が確認を行うとともに、有権者一人一人に「白色の投票用紙は知事選挙の投票用紙です。候補者1名の氏名を記入してください。」「黄色の投票用紙は県議選挙の投票用紙です。候補者1名の氏名を記入してください。」と伝えること。

点字投票を行う選挙人に対しては、上の指示に加え、「チジ(ケンギ)と表示してあります。ご確認ください。」と明確に相手に説明すること。

5 投票管理者及び投票立会人の選任

(1) 知事選挙及び県議選挙を特例法第4条第1項の規定により同時に執行するため、法第123条第1項の規定により、投票管理者及び投票立会人に関する規定は両選挙を通じて適用されるものであること。

したがって、知事選挙の選挙期日の告示日(3月21日)にこれらの者を選任し、告示し、及び通知しおけばよく、県議選挙の選挙期日の告示日(3月29日)に改めて選任等の手続を行う必要はないこと。なお、投票立会人は、本人の承諾を得て2人以上5人以下の者を選任するものであること。

(2) 選任に当たっては、若年層の政治への関心を高める契機ともなることから、従来の慣例等に固執することなく、若者も適宜選任する等、選挙人が選挙を身近なものとして感じることができるよう配慮すること。また、投票立会人の交替制を採用する投票所においては、立会時間内における投票の状況を記載した引継書を作成すること。

6 投票所開閉時刻の届出

(1) 投票所の開閉時刻の繰り上げ又は繰り下げることができる「特別の事情」とは、農繁期における農家の仕事の状況、工場地帯における就業時間等をいうものである。単に選挙人の投票に支障をきたさないといった消極的な動機だけでなく、選挙人の立場から判断して、投票の便宜を図るために必要があるという積極的な動機からも行うこと。

- (2) 投票所の開閉時刻の繰上げ又は繰下げを行った場合は、各種報告等で通知したところにより県委員会に届け出るとともに、法第40条第2項の規定により、直ちにその旨を告示し、その投票所の投票管理者に通知する必要があること。また、当該投票区の選挙人に混乱の生じないよう、あらかじめ十分な周知を行うこと。
- 7 投票事務の取扱い
その他の投票事務の取扱いは、別途配布する「投票事務取扱要領」により実施すること。
- 8 代理投票
代理投票制度は、秘密投票の原則の例外としての性質を有するものであるから、その手続は法令の定めるところにより厳格に行い、特に、1人の補助者だけで代理投票を行うことが絶対にならないよう十分留意すること。
補助人は、投票所の事務に従事する者のうちから2人を選任すること。
また、代理投票制度の周知及び理解を図り、できるだけ本人の意思を尊重するとともに、重度の障害のある選挙人への対応には十分配慮すること。
- 9 点字投票
点字投票については、この制度の趣旨、投票方法等を選挙人及び投票管理者等に対し徹底すること。
また、今回の選挙においても、点字投票用紙を一般の投票用紙とは別に作製するとともに、投票用紙の種類を識別するための点字シールを貼ることとしている。
したがって、点字投票用紙の交付に際しては、投票用紙の交付誤りや点字シールの貼り間違いがないよう特段の注意を払うこと。
なお、点字シールの貼付位置等については、別に配布する「投票事務取扱要領」によること。
- 10 期日前投票
- (1) 期日前投票制度の周知
期日前投票制度については、その活用を図ることにより、一人でも多くの選挙人が投票できるよう、その仕組み、方法等について広報誌、チラシ、有線放送等の広報媒体を利用して積極的に周知徹底を図ること。
- (2) 期日前投票を行うことができる者
ア 期日前投票は選挙期日当日の投票同様、確定投票であることから、選挙の当日、選挙権を有していなくても、期日前投票を行う時点で選挙権を有していれば投票することができること。
したがって、投票後に選挙人が選挙権を喪失したとしても、有効な投票として取り扱われるものであること。
イ 選挙人は、選挙の当日、法第48条の2第1項各号に掲げる期日前投票事由のいずれかに該当することが見込まれる場合に限り、期日前投票が行えるものであること。
- (3) 期日前投票所の設置
ア 期日前投票所は、選挙期日の告示日の翌日から選挙期日の前日までの間、各市町村に1箇所以上は設けられることとなるが、期日前投票所を複数設置した場合は、一の期日前投票所を除き設置期間を指定することができること。
設置期間の設定に際しては、選挙人の利便等を考慮するとともに、その設置場所及び設置期間を告示その他の方法によって選挙人に周知すること。
イ 期日前投票所の設備は告示日までに整え、投票の開始に支障を来すことがないようにするとともに、設備については選規第23条の4で準用する第17条の規定に準じて適正に配置すること。
ウ 期日前投票所における氏名等掲示
告示日の翌日から選挙期日の前日までの間、期日前投票所内の適当な箇所に、公職の候補者の氏名及び党派別の掲示をしなければならないので、脱漏、誤り等のないよう留意すること。
なお、掲載順序については、開票区ごと（数投票区を設けた場合にあっては市町村委員会が指定する一の開票区）に市町村委員会が立候補届出締切後に行うくじによること。
- (4) 期日前投票所の投票時間
投票時間は、原則として午前8時30分から午後8時までであるが、期日前投票所の開閉時刻を以下のとおり繰り上げ又は繰り下げることができること。
ア 市町村委員会が設ける期日前投票所の数が1である場合、期日前投票所を開く時刻を2時間以内の範囲において繰り上げ、又は期日前投票所を閉じる時刻を2時間以内の範囲において繰り下げることができる。
イ 市町村委員会が設ける期日前投票所の数が2以上である場合、午前8時30分から午後8時までの間において、いずれか1以上の期日前投票所が開いている場合に限り、期日前投票所を開く時刻を2時間以内の範囲において繰り上げ若しくは当該時刻を繰り下げ、又は閉じる時刻を繰り上げ若しくは当該時刻を2時間以内の範囲において繰り下げることができる
この場合、各種報告等で通知したところにより県委員会に届け出るとともに、法第48条の2第6項で読み替えて準用される法第40条第2項の規定により直ちにその旨を告示し、当該期日前投票所の投票管理者に通知しなければならないこと。
- (5) 投票管理者及び投票立会人の選任等

ア 前記5（1）と同様、知事選挙と県議選挙を特例法第4条第1項の規定により同時に執行するため、法第123条第1項の規定により、投票管理者及び投票立会人に関する規定は両選挙を通じて適用されるものであること。

イ 投票管理者及び投票立会人は、いずれも選挙権を有する者の中から選任するとともに、投票立会人については、本人の承諾を得て2人選任するものであること。

なお、投票管理者にあつては日毎の交代が、投票立会人にあつては時間毎の交代が可能であること。

ウ 期日前投票は、選挙期日当日の投票同様、確定投票であることから、投票所と同様に投票管理者が常駐し、管理することとなること。

(6) 投票箱の管理等

ア 期日前投票に用いる投票箱及びその鍵の管理に万全を期すること。

イ 投票を行う前には選挙人の面前で投票箱に何も入っていないことを示すこととされているので、期日前投票の初日の最初に投票箱を使う際に、選挙人に対し実施すること。

これは、投票箱の追加を行う場合においても同様であること。

投票箱の保管は、そのまま期日前投票所において保管することが原則とされているが、保管のため必要があれば、期日前投票所外の別にある金庫等に保管することも可能であること。

ウ 期日前投票所と不在者投票記載場所を併設する場合には、それぞれの投票方法が異なることから、選挙人の混乱を招かないよう受付等の経路について十分に検討しておく必要があること。

エ 投票管理者は、期日前投票の期間の末日に、期日前投票所を閉鎖した後、投票箱、封印をした鍵、期日前投票録等を市町村委員会に送致し、当該投票箱等の送致を受けた市町村委員会は、選挙の期日に、当該投票箱等を開票管理者に送致しなければならないこと。

11 不在者投票

(1) 不在者投票制度の周知等

投票当日に、選挙権を有しない者であっても、選挙期日には選挙権を有すると見込まれる場合には、期日前投票を行うことはできないが、不在者投票を行うことができることについて周知を図ること。

また、移動する前の市町村に3ヶ月以上引き続いて居住していた者が県内の他の市町村の区域内に住所を移し、当該他の市町村に住所を有してから3ヶ月に満たない場合であっても、当該他の市町村において不在者投票ができることについて周知を図るとともに、早めの不在者投票用紙等の交付請求及び投票を促すこと。同時に、不在者投票用紙等の交付を請求する際に、引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することを証するに足りる文書を提示し、又は引き続き鳥取県内に住所を有することの確認を申請する必要があることについても周知すること。

(2) 不在者投票の管理執行

不在者投票の適正な実施のため、その管理に当たっては、万全を期すること。特に、不在者投票の送致漏れや投票箱への投函漏れなどの誤りが生ずることのないよう、各投票所における投票事務が万端に処理できる体制を整備すること。

ア 通常の不在者投票

(ア) 名簿登録地市町村以外の市町村における不在者投票、指定病院等における不在者投票及び選挙期日には選挙権を有することが見込まれるが選挙期日前の投票を行おうとする日においては未だ選挙権を有しない者の不在者投票が、一般的な形態であること。

(イ) 選挙人が、選挙の当日、法第48条の2第1項各号に掲げる不在者投票事由のいずれかに該当することが見込まれる場合に限り、不在者投票が行えるものであること。

(ウ) 不在者投票を行う場合は、必ず選挙権を有する者の立会いが必要であること。

この場合、立会人は、不在者投票管理者若しくは事務補助者又は代理投票の補助者を兼ねることができないので留意すること。

イ 郵便等による不在者投票

(ア) 新たに郵便投票証明書の交付の請求があった場合には、制度の趣旨等について十分説明し、必要があれば福祉当局とも連絡・協議すること。

(イ) 郵便投票証明書の有効期限が交付の日から7年間（要介護者については、交付の日から介護保険の被保険者証に記載されている要介護認定の有効期間の末日まで有効）であることから、郵便投票証明書の有効期限が満了する選挙人に対しても、あらかじめ、更新の手続きが必要な旨を通知する等の措置をとること。

(ウ) 代理記載をさせることができる選挙人は、郵便投票証明書に代理記載をさせることができる選挙人に該当する旨の記載を受け、かつ、代理記載人となるべき者一人を定めてその者の氏名等を届け出ているものであること。

(エ) 選挙期日前4日（4月3日）までに、その登録されている選挙人名簿の属する市町村委員会の委員長に対して、選挙人が署名した文書により、かつ、郵便投票証明書を提示して投票用紙等の請求をしなければならないものであること。

ウ 国外における不在者投票に関する事項

特定国外派遣組織に属する選挙人が国外において不在者投票をするためには、選挙の期日前5日（4月2日）までに、当該特定国外派遣組織の長に対し、不在者投票をしようとする旨の申出をしなければ

ならないとされていること及び当該特定国外派遣組織の長がする投票用紙等の交付の請求は、選挙の期日前3日（4月4日）までに行わなければならないとされていることから、請求があり次第直ちに投票用紙等の交付が行えるよう準備しておくこと。

(3) 不在者投票の期間

不在者投票の期間は、各選挙期日の告示日の翌日から選挙期日の前日（4月6日）までであること。なお、郵便等による不在者投票の投票用紙の請求は選挙期日前4日（4月3日）までに行わなければならないものであること。

(4) 投票用紙等の交付

県議選挙の選挙期日の告示日以前（3月29日以前）に知事選挙・県議選挙の両方の選挙について、郵便等で投票用紙等の請求があった場合は、当該請求書を一時保管しておき、県議選挙の告示日の翌日（3月30日）以後直ちに交付（郵便等をもって発送するときは、告示日以前において市町村委員会の定める日以後直ちに発送）すること。

この場合において、郵送期間等から知事選挙の投票も不可能となる恐れがあると認められる場合は、知事選挙の投票用紙等については、当該選挙期日の告示日の翌日（3月22日）以後直ちに交付すること。

(5) 不在者投票の事務取扱場所

不在者投票の事務取扱場所の告示は、選規第24条第1項の規定により、選挙期日の告示日に行うこと。

(6) 不在者投票記載場所における氏名等の掲示

告示日の翌日から選挙期日の前日（4月6日）までの間、不在者投票管理者である市町村委員会の委員長の管理する投票を記載する場所内の適当な箇所に、それぞれの選挙において、候補者の氏名及び党派別を掲示しなければならないので、脱漏、誤り等のないよう留意すること。なお、掲載順序については、市町村委員会が立候補届出締切後に行うくじによること。

(7) 投票所の閉鎖後に送致された投票

投票所の閉鎖後に送致された不在者投票の数等については、その内容を明らかにできるように集計・整理しておくこと。

1.2 県内の他の市町村に住所移転した者の投票

(1) 鳥取県内の市町村の選挙人名簿に登録されている者で、県内の他の市町村の

区域内に住所を移転した場合において、なお選挙権を有するときは、現に選挙人名簿に登録されている市町村において、引き続き県内に住所を有する旨の証明書を提示し、又は引き続き県内に住所を有することの確認を受けて期日前投票、不在者投票又は選挙期日当日の投票をすることができること。

なお、今回の知事選挙・県議選挙から、鳥取県内に住所を有し続けている者について、市町村を単位として2回以上住所を移した場合にも選挙権を失わないこととなったので、注意すること。

(2) 県内の他の市町村への転出者が投票しようとする場合は、「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」の提示する方法のみ可能であったが、市町村委員会による「引き続き県内に住所を有することの確認」を受ける方法も加わったので注意すること。なお、「引き続き県内に住所を有することの確認」は、次のとおり行うこと。

ア 選挙人が、投票管理者に対し、引き続き鳥取県内に住所を有することの「確認申請」を行う。

イ 投票管理者は、当該選挙人からアの申請を受けた場合には、直ちに、選挙人名簿に登録されている市町村委員会に対し、当該転出者が引き続き鳥取県内に住所を有することの「照会」を行う。

ウ 市町村委員会は、投票管理者からイの紹介を受けた場合には、直ちに、住民基本台帳法の規定により地方公共団体情報システム機構から提供を受けた機構保存本人確認情報（以下「本人確認情報」という。）に基づき、当該転出者が引き続き鳥取県内に住所を有することを「回答」する。

エ 投票管理者は、ウの市町村委員会からの回答に基づいて、当該転出者が引き続き鳥取県内に住所を有することを確認する。

(3) 各市町村においては、休日においても、「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」の交付申請や、「引き続き県内に住所を有することの確認」の申請が予想されるので、証明書等の交付や確認申請にも対応できるよう、体制の整備について住民基本台帳事務所管課と連携すること。

(4) 市町村委員会は、(2)の事務手続きを行うために、万一機器の障害が発生し、本人確認情報の即時提供を受けることができない場合の対策として、選挙人名簿に登録されている法第9条第3項の規定により知事選挙・県議選挙の選挙権を有する者について、あらかじめその者に係る本人確認情報を習得し、当該情報を保存しておくことが望ましいこと（平成29年9月8日付総務省自治行政局選挙課事務連絡「引き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認に関する取扱い上の留意事項について」参照）。

第4 開票

1 開票の順序等

開票は即日開票とし、その順序は知事選挙を先に行い、県議選挙を後に行うこと。なお、開票事務の迅速化を図るため、知事選挙の開票が完全に終了する前であっても、適宜、県議選挙の開票を開始する等、開票の進捗状況に応じた要員の機動的な配置に留意すること。

2 開票管理者及び開票立会人の選任

(1) 開票管理者については、前記第3の5と同様に両選挙を通じて適用されるものであること。

- (2) 一方、開票立会人に関する法第123条第1項の規定により開票立会人は知事選挙と県議選挙の立会人を相互に兼ねることができないのでそれぞれ異なる者を選任しなければならないこと。したがって、人数の制限のくじ及び政党等の制限のくじは各選挙ごとに行う必要があるほか、開票の立会人も別々に行うべきものであるため、誤解の生じないよう事前に関係者に説明しておくこと。

3 開票事務の取扱い

その他開票事務の取扱いについては、別途送付の「開票事務取扱要領」により実施するものとするが、特に次の点に留意すること。

- (1) 開票事務が正確に行われるべきことはもちろんであるが、選挙人に速やかに結果を知らせるため、また、開票事務に従事する職員等の負担軽減のため、効率的な人員・器具等の配置の検討、票の分類方法及び分類用補助用具等の工夫、事務従事者の服装等の見直し、必要に応じ、按分組み合わせリスト及び投票効力判定例の事務従事者等への周知徹底等を行い、開票作業の一層の改善を図り、開票終了時間をなるべく早めるように努めること。
- (2) 投票の効力の判定について、事前に判例、実例等の研究を行っておくこと。
- (3) 開票事務が正確かつ迅速に行われるよう開票管理者を補助する選挙事務従事者の配置や事務分担について工夫するとともに、開票立会人に対しても開票事務の円滑な処理について事前に協力を求めておくこと。
- (4) 開票管理者は、開票所内の秩序保持に十分留意し厳正かつ迅速な開票の進行に努めること。
また、「選挙の厳正な管理執行の確保について（平成30年4月17日付け総行管第130号）」を踏まえ、法令遵守の徹底を図るとともに、それぞれの開票における体制や個々の作業等について、過誤が発生し得る余地や不正が混入し得る余地がないかどうかという観点から改めて点検を行い、厳正な開票を確保すること。
- (5) 開票事務は開票所での投票の開披、点検、集計等の事務以外に、県への速報事務を同時に行うものであるため、速報に要する体制について十分に留意すること。
- (6) 投票結果については、投票者数、投票総数、有効投票数及び無効投票数について総合的に点検を行うこと。
特に、投票者数と投票総数との不一致については、再度その手続の点検を行う等してその原因を調査し、安易に処理することのないように留意すること。

4 開票録の送付

開票録については、「各種報告等通知」で通知した検収日（4月8日）に持参すること。

5 投票、投票録及び開票録の保存

投票は「投票用紙の適切な保管について（平成30年12月7日第201800249908号）」を踏まえ、有効、無効を区別し、投票録及び開票録を併せて、当該選挙に係る知事、議員の任期間保存すること。

第5 選挙公営

1 ポスター掲示場

ポスター掲示場の設置及び管理については、別途配布した「ポスター掲示場設置要領」により実施するとともに、特に次の点に留意すること。

- (1) ポスター掲示場の設置に当たっては、循環型社会の実現へ向け、再利用の促進や鳥取県認定グリーン商品、あるいはアルミ製品等の循環型資材の使用など、廃棄物発生抑制とリサイクルの推進を図ること。
- (2) 掲示板の区画番号は、一連番号であること。
- (3) 知事選挙のポスター掲示場と県議選挙のポスター掲示場を同一場所に設置することとなるため、その維持管理については万全を期し、倒壊・破損等の事故が生じたときは、速やかにその復旧を図るよう配慮すること。
- (4) 風雨等により、掲示してあるポスターが破損した場合は、候補者が手持ちのポスターを再掲示することは差し支えないが、選挙期日（4月7日）においては、補修する場合を除いては、再掲示することはできないので留意すること。
- (5) ポスター掲示場の設置場所を表示した図面及びポスター掲示場一覧表を「各種報告等通知」に定めるところにより、所定の期限（知事選挙、県議選挙とも2月18日）までに県委員会に提出すること。

2 公営施設使用の個人演説会

- (1) 公営施設を使用して行う個人演説会の開催申出に係る事務を円滑に処理するため、個人演説会を開催することのできる日時を予定表を、あらかじめ管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者を含む。以下同じ。）に提出させておくとともに、納付すべき費用額を公表させる等の措置を講じておくこと。
- (2) 市町村委員会は、管内の公共施設について法第161条第1項第3号の規定により指定すべき施設の把握に努め、公営施設を指定したときは、「各種報告等」に定めるところにより、所定の期限（2月22日）までに報告すること。
- (3) 法第161条に規定する公営施設以外の地方公共団体の所有又は管理する建物においては、個人演説会を行うことができないので管理者に周知すること。

3 選挙公報

各選挙における選挙公報を、各世帯に配布する期限は、選挙期日の前2日（4月5日）までであるが、各

市町村委員会にはそれぞれ次の日程で配布するので、あらかじめ配布計画をたてておき、配布漏れ、期限後の配布等がないよう、各世帯、各指定病院等へ配布すること。

また、県議選挙において転居等により配布を受けなかった選挙人は、現に居住する地の市町村委員会に申し出て該当する選挙公報の交付を受けることができるものであること。

| 区 分 | 期 日 |
|------|----------|
| 知事選挙 | 3月25日(月) |
| 県議選挙 | 3月31日(日) |

第6 選挙運動と政治活動

政党その他の政治団体による政治活動が法令の定めるところに従って公正かつ平等に行われるよう関係当局との連絡を密にするとともに、違法なポスター等の掲示については「鳥取県知事選挙及び県議会議員一般選挙における違反文書図画の措置等について」(平成30年10月4日付第201800174401号)で通知したところにより、適切な処置を取ること。

また、政党その他の政治団体がその政治活動のために使用するポスターに知事選挙又は県議選挙に立候補した者の氏名又はその氏名が類推されるような事項を記載している場合は、告示日のうちに当該ポスターを撤去しなければならないこと。(法第201条の14第1項)

第7 投票及び開票速報体制

- 1 投票速報及び開票速報については、別途通知するところにより速報体制の確立を図ること。
- 2 投票速報を行うに当たっては、人員体制及び機器の操作等についても、万全の体制を図ること。
- 3 県下の投票率を推定するため、別途通知するところにより、一部市町において投票状況の報告を求めること。

第8 啓発活動

明るい選挙を実現するためには、すべての県民が選挙の意義を自覚し、選挙のルールを守り、進んで投票に参加することが必要である。今回の選挙においては、別途通知する「鳥取県知事選挙及び県議会議員一般選挙に係る啓発について」(平成31年2月18日付第201800304293号)により、「選挙の大切さの呼びかけと投票参加の推進」「きれいな選挙の推進」を重点事項として、啓発事業を実施することとしている。

知事選挙及び県議選挙は、住民が身近な地方政治に対して意思を表明する最も重要な機会であることから、各市町村委員会においても、関係諸団体と密接な連携を取りながら、地域の実情に応じて、啓発活動を推進すること。

第9 その他

- 1 知事選挙と県議選挙とを同時に執行することから、特に次の点に留意すること。
 - (1) 投票所及び開票所には、知事選挙名と県議選挙名との双方について記載した標札を掲げること。
 - (2) 投票録及び開票録については、それぞれの選挙ごとに作成すること。
- 2 点字による候補者の氏名表を作成し、配布する予定であり、これに関する事項については、別途通知する予定であること。

また、点字又は音声による「選挙のお知らせ」を配布する予定であり、これについても別途通知する予定であること。

指定病院等から点字による投票の請求があった場合は、選挙の種類を表示する点字シールを貼った上で交付すること。
- 3 投票・開票事務に従事する者については、選挙の公正や投票の秘密保持に遺漏のないようにすること。
- 4 選挙執行委託費の経理に当たっては、必要資材の調達、選挙の執行体制等について従来の慣行にとらわれることなく、経費の削減や職員の負担軽減の観点から、全般的に検討を加え、事前に周到な計画をたて、経費の効率的な支出に努めること。
- 5 知事選挙及び県議選挙に係る確定報告書は、別途通知するところにより作成し、提出すること。

(11) 違反文書図画の措置等について

第201800298203号

平成31年2月18日

各市町村選挙管理委員会委員長 様

鳥取県選挙管理委員会委員長

鳥取県知事選挙及び県議会議員一般選挙における違反文書図画の措置等について(通知)

平成31年4月7日執行予定の鳥取県知事選挙(以下「知事選挙」という。)及び県議会議員一般選挙(以下「県議選挙」という。)を前に、立候補予定者の氏名等を表示したポスター、立札及び看板等の文書図画について、告示の前後にかかわらず違法であるものをそのまま放置しておくことは、選挙の公正を著しく阻害することになります。これらの文書図画については、下記により措置することとしましたので、その取扱い

に遺漏のないようお願いします。

なお、このことについては、鳥取県警察本部と別添のとおり協議済みですので、念のため申し添えます。

記

1 選挙運動用文書図画

(1) 県の選挙管理委員会が行う措置

知事選挙又は県議選挙の告示前に掲示されている候補者等に関する文書図画で、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第147条の撤去命令の対象となるものについて、撤去命令を発すること。

(2) 市町村の選挙管理委員会が行う措置

知事選挙又は県議選挙の告示後に掲示されている候補者等に関する文書図画で、法第147条の撤去命令の対象となるものについて、撤去命令を発すること。

2 政治活動用文書図画

(1) 県の選挙管理委員会が行う措置

知事選挙又は県議選挙の告示前に掲示された文書図画で、法第201条の14第2項の規定による撤去命令の対象となるものについて、告示後に撤去命令を発すること。

(2) 市町村の選挙管理委員会が行う措置

知事選挙又は県議選挙の告示後に掲示されている政治活動用文書図画で、法第201条の11第11項の規定による撤去命令の対象となるものについて、撤去命令を発すること。

3 その他

(1) 知事選挙の告示日から選挙期日までの間、政党その他の政治活動を行う団体は、鳥取県の全域において、その政治活動を規制されることとなるが、知事選挙又は県議選挙における確認団体となった場合には、一定の範囲内でその規制された政治活動を行うことができるものであること。

(2) 2については、政治活動用ポスターで当該ポスターにその氏名又はその氏名が類推されるような事項を記載された者が候補者となったときは、その日のうちに当該選挙区（知事選挙においては鳥取県の全域）において当該ポスターを撤去しなければならないこと。

(3) 1又は2に該当する文書図画の掲示事実の発見は、原則として警察機関において行い、知事選挙又は県議選挙の告示後の違反については、所轄の警察署から当該市町村の選挙管理委員会に通知されるものであること。

(4) 撤去命令を発するに当たっては、別紙「違反文書図画」を参照の上、その根拠条文に正確を期すること。

(5) 撤去命令の相手方は、当該文書図画に掲示責任者が記載してあるものについては当該掲示責任者、それ以外のものについては当該文書図画の表示に係る者又はその団体の代表者とする。

(6) 撤去命令を発する際は、参考「撤去命令文書様式」を参照すること。

(7) 撤去命令を発したときは、当該命令書の写しを所轄警察署に1部、県の選挙管理委員会に2部送付すること。

(8) 撤去命令に関する文書は、すべて速達及び配達証明で処理すること。

(9) 違反についての確認が困難なもの及び選挙運動用と政治活動用との区別が困難なものについては、県の選挙管理委員会と協議すること。

*別添、別紙及び参考 略

(12) 物資輸送について

第201800303584号

平成31年2月21日

各市町村選挙管理委員会事務局長 様

鳥取県選挙管理委員会事務局長

(公印省略)

平成31年4月7日執行予定の鳥取県知事選挙及び県議会議員選挙において使用する諸物品の輸送計画について（通知）

このことについて、下記のとおり送付（受渡し）しますので、別紙を参照の上、確実に受領していただきますようお願いいたします。

また、鳥取市、岩美町及び八頭郡3町の選挙管理委員会事務局におかれましては、下記1の送付（受渡し）期日における担当者の派遣をお願いいたします。

なお、投票用紙の保管については、盗難、紛失、焼失等の事故がないように万全の措置を講じられることを特にお願いたします。

記

1 送付（受渡し）期日

第1回 平成31年3月14日（木）

- 第2回 平成31年3月25日(月)
- 第3回 平成31年3月26日(火)
- 第4回 平成31年3月31日(日)
- 第5回 平成31年4月2日(火)

- 2 送付(受渡し)物品の種類
別紙1のとおり
- 3 送付(受渡し)物品の数量
別紙2のとおり
- 4 受渡方法
別紙3のとおり
- 5 輸送計画
別紙4のとおり
- 6 留意点

諸物品の受け渡しに当たっては受領書を徴するので、担当職員は印章を持参すること。また、その際本人確認を行うので身分証明書を提示すること。

第201800303584号

平成31年2月21日

鳥取県東部振興監、鳥取県八頭県土整備事務所長、鳥取県中部総合事務所地域振興局長、鳥取県西部総合事務所地域振興局長、鳥取県西部総合事務所日野振興センター所長 あて

鳥取県選挙管理委員会事務局長

平成31年4月7日執行予定の県議会議員選挙において使用する諸物品の受渡について(通知)
標記選挙において使用する諸物品を下記により送付しますので、担当者を派遣して受領してください。
なお、保管にあたっては、盗難、紛失等の事故がないように万全の措置を講じられることを特にお願いします。

記

このことについて、下記のとおり送付(受渡し)しますので、別紙を参照の上、確実に受領してください
ますようお願いします。

なお、保管については、盗難、紛失、焼失等の事故がないように万全の措置を講じられることを特に
お願いします。

記

- 1 送付(受渡し)期日
第3回 平成31年3月26日(火)
- 2 送付(受渡し)物品の種類
別紙1のとおり
- 3 送付(受渡し)物品の数量
別紙2のとおり
- 4 受渡方法
別紙3のとおり
- 5 輸送計画
別紙4のとおり
- 6 留意点

諸物品の受け渡しに当たっては受領書を徴するので、担当職員は印章を持参すること。また、その際本人確認を行うので身分証明書を提示すること。

送付物品の種類

※数量は、別紙 2

| 輸送区分 | 選挙啓発 | 番号 | 送付物品の名称 | 知事選挙 | 県議選挙 | 備考 |
|----------------------|---------------------|----|---|---------------------|------|---------|
| 第1回輸送 3/14 (木) | 啓発 | 1 | ポスター A3 | ○ | ○ | 知事・県議共用 |
| | | 2 | 懸垂幕・横断幕 | ○ | ○ | 〃 |
| | | 3 | 申入書 | ○ | ○ | 〃 |
| | 選挙物資 | 1 | 一般投票用紙 | ○ | × | |
| | | 2 | 点字用投票用紙 | ○ | × | |
| | | 3 | 点字シール (知事選用) | ○ | × | |
| | | 4 | 船員用不在者投票用紙 | ○ | ○ | 共用 |
| | | 5 | 不在者投票 (外封筒) (公印あり) | ○ | × | |
| | | 6 | 不在者投票 (外封筒) (公印なし) | ○ | × | |
| | | 7 | 郵便等投票用外封筒 (公印有・代理記載なし) | ○ | × | |
| | | 8 | 郵便等投票用外封筒 (公印有・代理記載あり) | ○ | × | |
| | | 9 | 不在者投票用内封筒 | ○ | × | |
| | | 10 | 不在者投票証明書用封筒 | ○ | ○ | 共用 |
| | | 11 | 仮投票用封筒 | ○ | × | |
| | | 12 | 不在者投票宣誓書・請求書 | ○ | ○ | 共用 |
| | | 13 | 不在者投票証明書 | ○ | ○ | 〃 |
| | | 14 | 不在者投票事務処理簿 | ○ | × | |
| | | 15 | 不在者投票に関する調書 | ○ | × | |
| | | 16 | 投票用紙送付票 | ○ | ○ | 共用 |
| | | 17 | 投票用紙等精算書 | ○ | ○ | 〃 |
| | | 18 | 郵便等投票証明書 (本人) | ○ | ○ | 〃 |
| | | 19 | 郵便等投票証明書 (代理記載) | ○ | ○ | 〃 |
| | | 20 | 期日前投票所投票録 (知事選用) | ○ | × | |
| | | 21 | 期日前投票宣誓書 | ○ | ○ | 共用 |
| | | 22 | 依頼書 | ○ | ○ | 〃 |
| 23 | 請求書 (甲) | ○ | ○ | 〃 | | |
| 24 | 投票用紙等送付書 (甲) | ○ | ○ | 〃 | | |
| 25 | 不在者投票用紙等請求書兼送付書 (乙) | ○ | ○ | 〃 | | |
| 別途対応 | | | 選挙のしおり | 各市町村選挙管理委員会事務局へ直接送付 | | |
| 第2回輸送 3/25 (月) | 選挙物資 | 1 | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">鳥取市、岩美町、八頭郡の市町は直接印刷所で受領。</div> 選挙公報 (知事選) | ○ | × | |

(別紙 1)

| 輸送区分 | 選挙啓発 | 番号 | 送付物品の名称 | 知事選挙 | 県議選挙 | 備考 | |
|----------------------|------------------|----|--------------------------------|----------|------|---|----------|
| 第3回輸送 3/26 (火) | 選挙物資 | 1 | 一般投票用紙 | X | ○ | 知事用は 第1回輸送 | |
| | | 2 | 点字用投票用紙 | | ○ | | |
| | | 3 | 点字シール (県議選用) | | ○ | | |
| | | 4 | 不在者投票 (外封筒) (公印あり) | | ○ | | |
| | | 5 | 不在者投票 (外封筒) (公印なし) | | ○ | | |
| | | 6 | 郵便等投票用外封筒 (公印有・代理記載なし) | | ○ | | |
| | | 7 | 郵便等投票用外封筒 (公印有・代理記載あり) | | ○ | | |
| | | 8 | 不在者投票用内封筒 | | ○ | | |
| | | 9 | 仮投票用封筒 | | ○ | | |
| | | 10 | 不在者投票事務処理簿 (県議選用) | | ○ | | |
| | | 11 | 不在者投票に関する調書 (県議選用) | | ○ | | |
| | | 12 | 期日前投票所投票録 (県議選用) | | ○ | | |
| | 候補者用品 | 1 | 胸章 | X | ○ | | |
| | | 2 | 選挙運動用自動車表示板 | | ○ | | |
| | | 3 | 選挙運動用拡声機表示板 | | ○ | | |
| | | 4 | 街頭演説用標旗 | | ○ | | |
| | | 5 | 乗車用腕章 | | ○ | | |
| | | 6 | 運動員腕章 | | ○ | | |
| | | 7 | 候補者用通常葉書使用証明書 | | ○ | | |
| | | 8 | 選挙運動用通常葉書差出票 | | ○ | | |
| | | 9 | 新聞広告 (有料) 掲載証明書 | | ○ | | |
| | | 10 | 個人演説会を開催することができる公営施設の 指定一覧表 | | ○ | | |
| | | 11 | 認定書 (通称) | | ○ | | |
| | | 12 | 手提げ袋 | | ○ | | |
| | | 13 | まち付き封筒 | | ○ | | |
| | | 14 | 選挙用ビラ証紙交付票 | | ○ | H31統一より追加 | |
| | | 15 | 選挙用ビラ証紙 | | ○ | H31統一より追加 | |
| 輸送第4回 | 選挙物 | 1 | 選挙公報 (県議選) | X | ○ | 3月31日 (日) 東部・中部・西部の 各印刷所で直接受渡 予定 (2月下旬に業者 が決まり次第、担当 者から連絡予定) | |
| | | 1 | 投票録 | | ○ | ○ | |
| | | 2 | 開票録 | | ○ | ○ | 表紙を含む |
| | | 3 | 有効投票決定箋 | | ○ | ○ | |
| | | 4 | 無効投票決定箋 | | ○ | ○ | |
| | | 5 | 疑問票効力決定箋 | | ○ | ○ | |
| | | 6 | あん分票効力決定箋 | | ○ | ○ | |
| | | 7 | 得票集計表 | | ○ | ○ | |
| | | 8 | 投票速報発信受信票 | | ○ | ○ | メール送信で対応 |
| 9 | 無効投票速報発 (受) 信票 | ○ | ○ | メール送信で対応 | | | |
| 別途輸送 | 諸関投 用開 紙係票 | 1 | 点字候補者氏名票 (期日前投票所分を除く) | ○ | ○ | 第5回物資輸送で 送付の可能性あり | |
| | | 2 | | | | | |
| | | 3 | | | | | |
| | | 4 | | | | | |

第 1 回送付物品

【知事選挙用物資】

| 区 分 | 1 一 般 投票用紙 (知事) | 2 点字用 投票用紙 (知事) | 3 点字シール (知事) | 4 船員用 不在者 投票用紙 (共用) | 5 不在者 投票 (外封筒) (公印あり) (知事) | 6 不在者 投票 (外封筒) (公印なし) (知事) | 7 郵便等 投票用 (外封筒) (代理記載なし) (知事) | 8 郵便等 投票用 (外封筒) (代理記載あり) (知事) |
|---------|--------------------------|--------------------------|--------------------|---------------------------------|---|---|--|--|
| 鳥取市 | 160,000 | 300 | 300 | 100 | 1,700 | 20 | 150 | 40 |
| 米子市 | 123,800 | 160 | 160 | | 1,100 | 20 | 100 | 20 |
| 倉吉市 | 40,700 | 110 | 110 | | 600 | | 50 | 10 |
| 境港市 | 29,400 | 50 | 50 | 100 | 500 | 20 | 50 | 10 |
| 岩美町 | 10,400 | 30 | 30 | 100 | 100 | 10 | 10 | 5 |
| 若桜町 | 3,300 | 10 | 10 | | 80 | | 10 | 5 |
| 智頭町 | 6,500 | 10 | 10 | | 90 | | 10 | 5 |
| 八頭町 | 16,000 | 30 | 30 | | 180 | | 10 | 5 |
| 三朝町 | 5,900 | 50 | 50 | | 110 | | 10 | 5 |
| 湯梨浜町 | 15,000 | 50 | 50 | | 210 | | 10 | 5 |
| 琴浦町 | 15,400 | 20 | 20 | 100 | 220 | 10 | 10 | 5 |
| 北栄町 | 13,300 | 30 | 30 | | 150 | | 10 | 5 |
| 日吉津村 | 3,200 | 10 | 10 | | 30 | | 10 | 5 |
| 大山町 | 15,000 | 30 | 30 | | 220 | | 10 | 5 |
| 南部町 | 9,900 | 20 | 20 | | 90 | | 10 | 5 |
| 伯耆町 | 10,000 | 20 | 20 | | 120 | | 10 | 5 |
| 日南町 | 4,600 | 40 | 40 | | 110 | | 10 | 5 |
| 日野町 | 3,200 | 20 | 20 | | 50 | | 10 | 5 |
| 江府町 | 3,000 | 20 | 20 | | 60 | | 10 | 5 |
| 都市計 | 353,900 | 620 | 620 | 200 | 3,900 | 60 | 350 | 80 |
| 町村計 | 134,700 | 390 | 390 | 200 | 1,820 | 20 | 150 | 75 |
| 合 計 | 488,600 | 1,010 | 1,010 | 400 | 5,720 | 80 | 500 | 155 |
| 予備 | 200 | 90 | 90 | 200 | 480 | 20 | 120 | 65 |
| (合計+予備) | 488,800 | 1,100 | 1,100 | 600 | 6,200 | 100 | 620 | 220 |

| 区 分 | 9 不在者 投票用 内封筒 (知事) | 10 不在者 投票 証明書用 封筒 (共用) | 11 仮投票用 封筒 (知事) | 12 不在者 投票 宣誓書・ 請求書 (共用) | 13 不在者 投票 証明書 (共用) | 14 不在者 投票 事務処理簿 (知事) | 15 不在者 投票 に関する 調書 (知事) |
|---------|--------------------------------|---------------------------------------|--------------------------|--|--------------------------------|----------------------------------|---------------------------------------|
| 鳥取市 | 1,910 | 350 | 200 | 1,720 | 350 | 190 | 190 |
| 米子市 | 1,240 | 200 | 100 | 5 | 200 | 5 | 5 |
| 倉吉市 | 660 | 60 | 80 | 600 | 60 | 50 | 50 |
| 境港市 | 580 | 130 | 30 | 520 | 130 | 40 | 30 |
| 岩美町 | 125 | 20 | 50 | 110 | 20 | 50 | 50 |
| 若桜町 | 95 | 20 | 20 | 80 | 20 | 20 | 20 |
| 智頭町 | 105 | 20 | 20 | 90 | 20 | 20 | 20 |
| 八頭町 | 195 | 30 | 50 | 180 | 30 | 40 | 40 |
| 三朝町 | 125 | 20 | 50 | 110 | 20 | 40 | 40 |
| 湯梨浜町 | 225 | 20 | 30 | 210 | 20 | 30 | 30 |
| 琴浦町 | 245 | 20 | 40 | 230 | 20 | 40 | 40 |
| 北栄町 | 165 | 30 | 30 | 150 | 30 | 30 | 30 |
| 日吉津村 | 45 | 20 | 10 | 30 | 20 | 10 | 10 |
| 大山町 | 235 | 30 | 50 | 220 | 30 | 40 | 40 |
| 南部町 | 105 | 30 | 20 | 90 | 30 | 20 | 20 |
| 伯耆町 | 135 | 40 | 40 | 120 | 20 | 30 | 30 |
| 日南町 | 125 | 20 | 30 | 110 | 20 | 30 | 30 |
| 日野町 | 65 | 20 | 20 | 50 | 20 | 20 | 20 |
| 江府町 | 75 | 20 | 30 | 60 | 20 | 30 | 30 |
| 都市計 | 4,390 | 740 | 410 | 2,845 | 740 | 285 | 275 |
| 町村計 | 2,065 | 360 | 490 | 1,840 | 340 | 450 | 450 |
| 合 計 | 6,455 | 1,100 | 900 | 4,685 | 1,080 | 735 | 725 |
| 予備 | 685 | 120 | 40 | 500 | 120 | 180 | 190 |
| (合計+予備) | 7,140 | 1,220 | 940 | 5,185 | 1,200 | 915 | 915 |

【知事選挙用物資】

| 区 分 | 16 投票用紙 送付票 (共用) | 17 投票用紙等 精算書 (共用) | 18 郵便等投票 証明書 (本人) (共用) | 19 郵便等投票 証明書 (代理記載) (共用) | 20 期日前 投票所 投票録 (知事) | 21 期日前 投票 宣誓書 (共用) | 22 依頼書 (共用) | 23 請求書(甲) (共用) |
|---------|---------------------------|----------------------------|------------------------------------|--------------------------------------|---------------------------------|--------------------------------|-------------------|----------------------|
| 鳥取市 | 120 | 120 | 150 | 40 | 385 | 62,500 | 1 | 1 |
| 米子市 | 60 | 60 | 100 | 20 | 65 | 5 | 1 | 1 |
| 倉吉市 | 40 | 40 | 50 | 10 | 100 | 15,900 | 1 | 1 |
| 境港市 | 20 | 20 | 50 | 10 | 35 | 13,900 | 1 | 1 |
| 岩美町 | 30 | 30 | 10 | 5 | 35 | 0 | 1 | 1 |
| 若桜町 | 20 | 20 | 10 | 5 | 35 | 1,800 | 1 | 1 |
| 智頭町 | 15 | 15 | 10 | 5 | 65 | 4,700 | 1 | 1 |
| 八頭町 | 30 | 30 | 10 | 5 | 100 | 7,300 | 1 | 1 |
| 三朝町 | 30 | 30 | 10 | 5 | 35 | 2,800 | 1 | 1 |
| 湯梨浜町 | 20 | 20 | 10 | 5 | 35 | 4,800 | 1 | 1 |
| 琴浦町 | 30 | 30 | 10 | 5 | 40 | 7,100 | 1 | 1 |
| 北栄町 | 30 | 30 | 10 | 5 | 85 | 1,000 | 1 | 1 |
| 日吉津村 | 5 | 5 | 10 | 5 | 35 | 1,600 | 1 | 1 |
| 大山町 | 30 | 30 | 10 | 5 | 100 | 8,200 | 1 | 1 |
| 南部町 | 20 | 20 | 10 | 5 | 35 | 4,800 | 1 | 1 |
| 伯耆町 | 30 | 30 | 10 | 5 | 65 | 5,700 | 1 | 1 |
| 日南町 | 20 | 20 | 10 | 5 | 35 | 2,800 | 1 | 1 |
| 日野町 | 20 | 20 | 10 | 5 | 35 | 1,500 | 1 | 1 |
| 江府町 | 20 | 20 | 10 | 5 | 35 | 1,700 | 1 | 1 |
| 都市計 | 240 | 240 | 350 | 80 | 585 | 92,305 | 4 | 4 |
| 町村計 | 350 | 350 | 150 | 75 | 770 | 55,800 | 15 | 15 |
| 合計 | 590 | 590 | 500 | 155 | 1,355 | 148,105 | 19 | 19 |
| 予備 | 30 | 10 | 120 | 65 | 30 | 500 | | |
| (合計+予備) | 620 | 600 | 620 | 220 | 1,385 | 148,605 | 19 | 19 |

| 区 分 | 24 投票用紙等 送付書(甲) (共用) | 25 不在者投票 用紙等 請求書兼 送付書(乙) (共用) |
|---------|-------------------------------|--|
| 鳥取市 | 1 | 1 |
| 米子市 | 1 | 1 |
| 倉吉市 | 1 | 1 |
| 境港市 | 1 | 1 |
| 岩美町 | 1 | 1 |
| 若桜町 | 1 | 1 |
| 智頭町 | 1 | 1 |
| 八頭町 | 1 | 1 |
| 三朝町 | 1 | 1 |
| 湯梨浜町 | 1 | 1 |
| 琴浦町 | 1 | 1 |
| 北栄町 | 1 | 1 |
| 日吉津村 | 1 | 1 |
| 大山町 | 1 | 1 |
| 南部町 | 1 | 1 |
| 伯耆町 | 1 | 1 |
| 日南町 | 1 | 1 |
| 日野町 | 1 | 1 |
| 江府町 | 1 | 1 |
| 都市計 | 4 | 4 |
| 町村計 | 15 | 15 |
| 合計 | 19 | 19 |
| 予備 | | |
| (合計+予備) | 19 | 19 |

【知事・県議選用物資】

| 区分 | 1 ポスター A3縦 (共用) | 2 懸垂幕 横断幕 (共用) | 3 申入書 (共用) |
|---------|------------------------------|-----------------------------|----------------------|
| 鳥取市 | 0 | 9 | 25 |
| 米子市 | 350 | 2 | 13 |
| 倉吉市 | 380 | 2 | 7 |
| 境港市 | 130 | 1 | 5 |
| 岩美町 | 160 | 1 | 2 |
| 若桜町 | 100 | 1 | 1 |
| 智頭町 | 90 | 0 | 4 |
| 八頭町 | 160 | 3 | 3 |
| 三朝町 | 150 | 1 | 1 |
| 湯梨浜町 | 150 | 3 | 2 |
| 琴浦町 | 150 | 2 | 4 |
| 北栄町 | 180 | 1 | 1 |
| 日吉津村 | 15 | 1 | 1 |
| 大山町 | 180 | 3 | 5 |
| 南部町 | 100 | 2 | 2 |
| 伯耆町 | 120 | 2 | 1 |
| 日南町 | 100 | 1 | 2 |
| 日野町 | 80 | 2 | 1 |
| 江府町 | 100 | 1 | 1 |
| 都市計 | 860 | 14 | 50 |
| 町村計 | 1,835 | 24 | 31 |
| 合計 | 2,695 | 38 | 81 |
| 予備 | | | |
| (合計+予備) | 2,695 | 38 | 81 |

(別紙2)

第2回送付物品

鳥取県知事 選挙公報配布枚数

| 市町村名 | | 配布枚数 |
|------|------|---------|
| 市 | 鳥取市 | 92,000 |
| | 米子市 | 66,000 |
| | 倉吉市 | 24,100 |
| | 境港市 | 16,800 |
| 岩美郡 | 岩美町 | 5,100 |
| 八頭郡 | 若桜町 | 1,500 |
| | 智頭町 | 3,100 |
| | 八頭町 | 6,600 |
| 東伯郡 | 三朝町 | 2,900 |
| | 湯梨浜町 | 6,800 |
| | 琴浦町 | 6,900 |
| | 北栄町 | 5,700 |
| 西伯郡 | 日吉津村 | 1,300 |
| | 大山町 | 6,500 |
| | 南部町 | 4,500 |
| | 伯耆町 | 4,600 |
| 日野郡 | 日南町 | 2,400 |
| | 日野町 | 1,700 |
| | 江府町 | 1,300 |
| 郡 計 | | 60,900 |
| 合 計 | | 259,800 |

第3回送付物品

【県議選挙用物資】

| 区分 | 1 一般 投票用紙 | 2 点字用 投票用紙 | 3 点字シール (県議選用) | 4 不在者 投票 (外封筒 (公印あり)) | 5 不在者 投票 (外封筒 (公印なし)) | 6 郵便等 投票用 (外封筒 (代理記載なし)) | 7 郵便等 投票用 (外封筒 (代理記載あり)) | 8 不在者 投票用 内封筒 | 9 仮投票用 封筒 | 10 不在者 投票 事務処理簿 (県議選用) | 11 不在者 投票 に関する 調書 (県議選用) | 12 期日前 投票所 投票経 (県議選用) |
|---------|-----------------|------------------|----------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|------------------------|-----------------|------------------------------------|---|-----------------------------------|
| 鳥取市 | 160,000 | 300 | 300 | 1,700 | 20 | 150 | 40 | 1,910 | 200 | 190 | 190 | 195 |
| 米子市 | 123,800 | 160 | 160 | 1,100 | 20 | 100 | 20 | 1,240 | 100 | 5 | 5 | 35 |
| 倉吉市 | 40,700 | 110 | 110 | 600 | | 50 | 10 | 660 | 80 | 50 | 50 | 50 |
| 境港市 | 29,400 | 50 | 50 | 500 | 20 | 50 | 10 | 580 | 30 | 40 | 30 | 20 |
| 岩美町 | 10,400 | 30 | 30 | 100 | 10 | 10 | 5 | 125 | 50 | 50 | 50 | 20 |
| 若桜町 | 3,300 | 10 | 10 | 80 | | 10 | 5 | 95 | 20 | 20 | 20 | 20 |
| 智頭町 | 6,500 | 10 | 10 | 90 | | 10 | 5 | 105 | 20 | 20 | 20 | 35 |
| 八頭町 | 16,000 | 30 | 30 | 180 | | 10 | 5 | 195 | 50 | 40 | 40 | 50 |
| 三朝町 | 5,900 | 50 | 50 | 110 | | 10 | 5 | 125 | 50 | 40 | 40 | 20 |
| 湯梨浜町 | 15,000 | 50 | 50 | 210 | | 10 | 5 | 225 | 30 | 30 | 30 | 20 |
| 琴浦町 | 15,400 | 20 | 20 | 220 | 10 | 10 | 5 | 245 | 40 | 40 | 40 | 25 |
| 北栄町 | 13,300 | 30 | 30 | 150 | | 10 | 5 | 165 | 30 | 30 | 30 | 55 |
| 日吉津村 | 3,200 | 10 | 10 | 30 | | 10 | 5 | 45 | 10 | 10 | 10 | 20 |
| 大山町 | 15,000 | 30 | 30 | 220 | | 10 | 5 | 235 | 50 | 40 | 40 | 50 |
| 南部町 | 9,900 | 20 | 20 | 90 | | 10 | 5 | 105 | 20 | 20 | 20 | 20 |
| 伯耆町 | 10,000 | 20 | 20 | 120 | | 10 | 5 | 135 | 40 | 30 | 30 | 35 |
| 日南町 | 4,600 | 40 | 40 | 110 | | 10 | 5 | 125 | 30 | 30 | 30 | 20 |
| 日野町 | 3,200 | 20 | 20 | 50 | | 10 | 5 | 65 | 20 | 20 | 20 | 20 |
| 江府町 | 3,000 | 20 | 20 | 60 | | 10 | 5 | 75 | 30 | 30 | 30 | 20 |
| 都市計 | 353,900 | 620 | 620 | 3,900 | 60 | 350 | 80 | 4,390 | 410 | 285 | 275 | 300 |
| 町村計 | 134,700 | 390 | 390 | 1,820 | 20 | 150 | 75 | 2,065 | 490 | 450 | 450 | 430 |
| 合計 | 488,600 | 1,010 | 1,010 | 5,720 | 80 | 500 | 155 | 6,455 | 900 | 735 | 725 | 730 |
| 予備 | 200 | 90 | 90 | 480 | 20 | 120 | 65 | 685 | 40 | 180 | 190 | 30 |
| (合計+予備) | 488,800 | 1,100 | 1,100 | 6,200 | 100 | 620 | 220 | 7,140 | 940 | 915 | 915 | 760 |

【県議選候補者用物資】

| 区 分 | 1 胸 章 | 2 選挙運動 用自動車 表示板 | 3 選挙運動 用拡声機 表示板 | 4 街頭演説 用 標 旗 (竿を含む) | 5 乗 車 用 腕 章 | 6 運 動 員 腕 章 | 7 候補者用 通常葉書 使 用 証 明 書 | 8 選挙運動 用 通 常 葉書 差 出 票 | 9 新聞広告 (有料) 掲 載 証 明 書 | 10 個人演説会 を開催する ことのできる 公営施設の 指定一覧表 | 11 認 定 書 (通 称) | 12 手 提 げ 袋 | 13 ま ち 付 き 封 筒 | 14 選挙用 ビラ証紙 交付票 | 15 選挙用 ビラ証紙 |
|------------------|----------|--------------------------|--------------------------|------------------------------|-------------------|-------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|--|----------------------|---------------|-------------------|--------------------------|-------------------|
| 岩美町選管 岩美町 | 3 | 3 | 3 | 3 | 12 | 33 | 4 | 160 | 8 | 4 | 4 | 6 | 8 | 4 | 96,000 |
| 東部振興課 鳥取市 | 16 | 16 | 16 | 16 | 64 | 176 | 16 | 640 | 32 | 16 | 16 | 32 | 32 | 16 | 288,000 |
| 八頭県土整備事務所 八頭郡 | 4 | 4 | 4 | 4 | 16 | 44 | 4 | 160 | 8 | 4 | 4 | 8 | 8 | 4 | 96,000 |
| 中部総合事務所 倉吉、東伯郡 | 13 | 13 | 13 | 13 | 52 | 143 | 13 | 520 | 26 | 13 | 13 | 26 | 26 | 13 | 240,000 |
| 西部総合事務所 米子、境、西伯郡 | 22 | 22 | 22 | 22 | 88 | 242 | 22 | 880 | 44 | 22 | 22 | 44 | 44 | 22 | 432,000 |
| 日野振興センター 日野郡 | 3 | 3 | 3 | 3 | 12 | 33 | 3 | 120 | 6 | 3 | 3 | 6 | 6 | 3 | 96,000 |
| 合 計 | 61 | 61 | 61 | 61 | 244 | 671 | 62 | 2,480 | 124 | 62 | 62 | 122 | 124 | 62 | 1,248,000 |

【立候補受付用品】

| 区 分 | 1 到 着 受付簿 | 2 到 着 番号札 | 3 届 出 番号札 | 4 アラビア 数字 ゴム印 | 5 立候補 予定者 氏名印 (ゴム印) | 6 年 齢 早見表 | 7 公 印 (選挙管理委 員会・選挙 長) | 8 候補者に交 付する物品・ 証明書等受 領書(一覧 表) | 9 選挙管理 委員会 腕 章 |
|------------------|-----------------|-----------------|-----------------|------------------------|---------------------------------|-----------------|-----------------------------------|--|-------------------------|
| 岩美町選管 岩美町 | 1 | 1 | 1 | 1 | 2 | 1 | 1 | 8 | 9 |
| 東部振興課 鳥取市 | 1 | 1 | 1 | 2 | 14 | 1 | 1 | 32 | 35 |
| 八頭県土整備事務所 八頭郡 | 1 | 1 | 1 | 1 | 2 | 1 | 1 | 8 | 19 |
| 中部総合事務所 倉吉、東伯郡 | 2 | 2 | 2 | 2 | 9 | 2 | 2 | 26 | 70 |
| 西部総合事務所 米子、境、西伯郡 | 3 | 3 | 3 | 3 | 15 | 3 | 3 | 44 | 59 |
| 日野振興センター 日野郡 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 6 | 17 |
| 合 計 | 9 | 9 | 9 | 10 | 43 | 9 | 9 | 124 | 209 |

第5回送付物品

【知事選挙用物資】

| 区分 | 1 投票録 | 2 開票録 | 3 有効投票 決定箋 | 4 無効投票 決定箋 | 5 疑問票 効力 決定箋 | 6 あん分票 効力 決定箋 | 7 得票 集計表 | 8 投票速報 発信受信票 | 9 無効投票 速報 発(受)信票 |
|---------|----------|----------|------------------|------------------|-----------------------|------------------------|----------------|--------------------|---------------------------|
| 鳥取市 | 300 | 4 | 500 | 500 | 200 | 10 | 130 | | |
| 米子市 | 140 | 4 | 3,000 | 800 | 150 | 10 | 60 | | |
| 倉吉市 | 80 | 4 | 0 | 0 | 20 | 0 | 0 | | |
| 境港市 | 50 | 4 | 1,400 | 200 | 100 | 10 | 0 | | |
| 岩美町 | 80 | 4 | 520 | 100 | 50 | 10 | 10 | | |
| 若桜町 | 40 | 4 | 160 | 100 | 50 | 10 | 10 | | |
| 智頭町 | 40 | 4 | 340 | 100 | 50 | 10 | 10 | | |
| 八頭町 | 80 | 4 | 770 | 150 | 150 | 10 | 30 | | |
| 三朝町 | 70 | 4 | 290 | 100 | 50 | 10 | 10 | | |
| 湯梨浜町 | 50 | 4 | 710 | 150 | 150 | 10 | 30 | | |
| 琴浦町 | 60 | 4 | 0 | 0 | 50 | 0 | 0 | | |
| 北栄町 | 50 | 4 | 200 | 100 | 20 | 10 | 20 | | |
| 日吉津村 | 10 | 4 | 130 | 100 | 50 | 10 | 10 | | |
| 大山町 | 70 | 4 | 740 | 200 | 150 | 10 | 30 | | |
| 南部町 | 40 | 4 | 300 | 50 | 50 | 10 | 10 | | |
| 伯耆町 | 60 | 4 | 480 | 150 | 150 | 20 | 20 | | |
| 日南町 | 50 | 4 | 240 | 100 | 50 | 10 | 10 | | |
| 日野町 | 40 | 4 | 150 | 50 | 20 | 10 | 10 | | |
| 江府町 | 50 | 4 | 140 | 100 | 50 | 10 | 10 | | |
| 都市計 | 570 | 16 | 4,900 | 1,500 | 470 | 30 | 190 | 0 | 0 |
| 町村計 | 790 | 60 | 5,170 | 1,550 | 1,090 | 150 | 220 | 0 | 0 |
| 合計 | 1,360 | 76 | 10,070 | 3,050 | 1,560 | 180 | 410 | 0 | 0 |
| 予備 | 140 | 24 | 130 | 80 | 60 | 10 | 10 | | |
| (合計+予備) | 1,500 | 100 | 10,200 | 3,130 | 1,620 | 190 | 420 | 0 | 0 |

【県議選挙用物資】

| 区分 | 1 投票録 | 2 開票録 | 3 有効投票 決定箋 | 4 無効投票 決定箋 | 5 疑問票 効力 決定箋 | 6 あん分票 効力 決定箋 | 7 得票 集計表 | 8 投票速報 発信受信票 | 9 無効投票 速報 発(受)信票 |
|---------|----------|----------|------------------|------------------|-----------------------|------------------------|----------------|--------------------|---------------------------|
| 鳥取市 | 300 | 4 | 500 | 500 | 200 | 10 | 130 | | |
| 米子市 | 140 | 4 | 3,000 | 800 | 150 | 10 | 60 | | |
| 倉吉市 | 80 | 4 | 0 | 0 | 20 | 0 | 0 | | |
| 境港市 | 50 | 4 | 1,400 | 200 | 100 | 10 | 0 | | |
| 岩美町 | 80 | 4 | 520 | 100 | 50 | 10 | 10 | | |
| 若桜町 | 40 | 4 | 160 | 100 | 50 | 10 | 10 | | |
| 智頭町 | 40 | 4 | 340 | 100 | 50 | 10 | 10 | | |
| 八頭町 | 80 | 4 | 770 | 150 | 150 | 10 | 30 | | |
| 三朝町 | 70 | 4 | 290 | 100 | 50 | 10 | 10 | | |
| 湯梨浜町 | 50 | 4 | 710 | 150 | 150 | 10 | 30 | | |
| 琴浦町 | 60 | 4 | 0 | 0 | 50 | 0 | 0 | | |
| 北栄町 | 50 | 4 | 200 | 100 | 20 | 10 | 20 | | |
| 日吉津村 | 10 | 4 | 130 | 100 | 50 | 10 | 10 | | |
| 大山町 | 70 | 4 | 740 | 200 | 150 | 10 | 30 | | |
| 南部町 | 40 | 4 | 300 | 50 | 50 | 10 | 10 | | |
| 伯耆町 | 60 | 4 | 480 | 150 | 150 | 20 | 20 | | |
| 日南町 | 50 | 4 | 240 | 100 | 50 | 10 | 10 | | |
| 日野町 | 40 | 4 | 150 | 50 | 20 | 10 | 10 | | |
| 江府町 | 50 | 4 | 140 | 100 | 50 | 10 | 10 | | |
| 都市計 | 570 | 16 | 4,900 | 1,500 | 470 | 30 | 190 | 0 | |
| 町村計 | 790 | 60 | 5,170 | 1,550 | 1,090 | 150 | 220 | 0 | |
| 合計 | 1,360 | 76 | 10,070 | 3,050 | 1,560 | 180 | 410 | 0 | |
| 予備 | 140 | 24 | 130 | 80 | 60 | 10 | 10 | | |
| (合計+予備) | 1,500 | 100 | 10,200 | 3,130 | 1,620 | 190 | 420 | 0 | |

(別紙3)

受渡方法

※物資の受渡しにおける注意事項

受渡しに当たっては、受領書を徴するので、担当職員は印章を持参すること。また、その際本人確認を行うので、身分証明書を提示すること。

1 第1回輸送(3/14)【啓発物資、選挙物資(知事選)】

鳥取市、岩美町及び八頭郡3町の選挙管理委員会に対しては、県庁講堂で、午前9時から9時30分の間に受渡しを行う。

上記以外の選挙管理委員会に対しては、別紙4の輸送計画に沿って受渡しを行う。

2 第2回輸送(3/25)【選挙公報(知事選)】

鳥取市、岩美町及び八頭郡3町の選挙管理委員会に対しては、印刷業者(日ノ丸印刷株式会社 東郷工場)にて、午前9時から9時30分の間に受渡しを行う。

上記以外の選挙管理委員会に対しては、別紙4の輸送計画に沿って受渡しを行う。

3 第3回輸送(3/26)【選挙物資(県議選)、候補者用物品(県議選)】

鳥取市、岩美町及び八頭郡3町の選挙管理委員会及び東部振興課、八頭県土整備事務所に対しては、県庁講堂で午前9時から9時30分の間に受け渡しを行う。

上記以外の選挙管理委員会に対しては、別紙4の輸送計画に沿って受渡しを行う。

(※候補者用物品については、岩美町及び各事務所のみ受け渡しを行う。)

4 第4回輸送(3/31)【選挙公報(県議選)】

全市町村選挙管理委員会に対して、印刷業者にて直接受け渡しを行う予定。(輸送なし)(※詳細は印刷業者決定後、別途連絡。)

5 第5回輸送(4/2)【投開票関係諸用紙】

鳥取市、岩美町及び八頭郡3町の選挙管理委員会に対しては、県庁講堂で午前9時から9時30分の間に受け渡しを行う。

上記以外の選挙管理委員会に対しては、別紙4の輸送計画に沿って受渡しを行う。

(別紙4)

輸送日程等

(1) 日程

○下記の日程と時間は変更となることがあります。

| 輸送の名称 | 輸送日 | 輸送方法 |
|-------|---------------|---------------------------|
| 第1回輸送 | 平成31年3月14日(木) | 県庁出発 |
| 第2回輸送 | 平成31年3月25日(月) | 印刷所出発 (日ノ丸印刷株式会社 東郷工場) |
| 第3回輸送 | 平成31年3月26日(火) | 県庁出発 |
| 第5回輸送 | 平成31年4月2日(火) | 県庁出発 |

(2) 行程

○各回とも下記日程により物資輸送を行う予定です。

○経路等を変更する場合があります。

【第1、2、5回輸送】

| 予定時間 | 受渡場所 | 受都市町村 |
|-----------------|-----------|-----------------------|
| 9:00 | 第1回は県庁出発 | (トラックは、8:00県庁本庁舎裏玄関着) |
| | 第2回は印刷所出発 | (トラックは、8:30印刷所着) |
| | 第5回は県庁出発 | (トラックは、8:30県庁第二庁舎玄関着) |
| 9:40~ 10:00 | 湯梨浜町役場 | 湯梨浜町 |
| 10:10~ 10:30 | 倉吉市役所 | 倉吉市、三朝町 |
| 10:50~ 11:10 | 北栄町役場 | 北栄町 |
| 11:20~ 11:40 | 琴浦町役場 | 琴浦町 |
| 12:50~ 13:00 | 大山町役場 | 大山町 |
| 13:10~ 13:30 | 日吉津村役場 | 日吉津村 |

| | | |
|-----------------|-------------|---------|
| 13:40～ 14:00 | 米子市役所 | 米子市、境港市 |
| 14:10～ 14:30 | 伯耆町役場 | 南部町、伯耆町 |
| 14:40～ 15:00 | 江府町防災情報センター | 江府町 |
| 15:10～ 15:30 | 日野町役場 | 日南町、日野町 |

【第3回輸送】

| 予定時間 | 受渡場所 | 受渡市町村 |
|-----------------|-------------|-----------------------|
| 9:00 | 第3回は県庁出発 | (トラックは、8:30県庁本庁舎裏玄関着) |
| 9:40～ 10:00 | 湯梨浜町役場 | 湯梨浜町 |
| 10:10～ 10:30 | 倉吉市役所 | 倉吉市、三朝町 中部総合事務所 |
| 10:50～ 11:10 | 北栄町役場 | 北栄町 |
| 11:20～ 11:40 | 琴浦町役場 | 琴浦町 |
| 12:50～ 13:00 | 大山町役場 | 大山町 |
| 13:10～ 13:30 | 日吉津村役場 | 日吉津村 |
| 13:40～ 14:00 | 米子市役所 | 米子市、境港市 |
| 14:00～ 14:20 | 鳥取県西部総合事務所 | 鳥取県西部総合事務所 |
| 14:30～ 14:50 | 伯耆町役場 | 南部町、伯耆町 |
| 15:00～ 15:20 | 江府町防災情報センター | 江府町 |
| 15:30～ 15:50 | 日野町役場 | 日南町、日野町 日野振興センター |

(備考) 第3回輸送のみ、米子市役所の後に鳥取県西部総合事務所を経由する。

(13) 指定病院等における不在者投票の管理執行について

第 201800288947号

平成31年3月4日

各指定病院長、各指定老人ホームの長、各指定身体障害者支援施設長、各指定保護施設長、鳥取刑務所長、米子拘置支所長、美保学園長、鳥取少年鑑別所長

鳥取県選挙管理委員会委員長

鳥取県知事選挙及び県議会議員一般選挙に係る指定病院等における不在者投票の管理執行について（通知）
平成31年4月7日執行予定の鳥取県知事選挙（以下「知事選挙」という。）及び県議会議員一般選挙（以下「県議選挙」という。）において、貴施設（以下「指定病院等」という。）で行われる不在者投票の管理執行に当たっては、別添の「指定病院等における不在者投票事務処理要領（以下「要領」という。）」によるほか、特に下記事項に御留意の上、その取扱いに万全を期されますようよろしくお願いいたします。

記

1 基本的事項

- 不在者投票制度は、選挙期日の前日までに選挙人に投票させる例外的な措置であるので、その管理執行に当たっては特に厳正に行い、疑義が生じた場合においては、勘や過去の経験に頼ることなく、常に法令等の根拠を確認の上、適切に処理すること。
なお、法令等の解釈等について疑義が生じたときは、当委員会又は市町村の選挙管理委員会（以下「市町村委員会」という。）と相談の上処理すること。
- このたびの選挙は、知事選挙及び県議選挙の2つの選挙が執行されることとなるので、別途配布予定の「選挙のしおり」等により選挙人への制度の周知を図りたいこと。
- 不在者投票の事務は、迅速かつ的確に処理することが要求され、しかも今回は、知事選挙及び県議選挙の2種類の投票があるので、事前にその事務分担及び処理について計画を立てておき、万全の事務処理ができるよう配慮すること。

2 選挙期日等及び不在者投票の期間

- 選挙期日等は、次のとおりであること。

| 区 分 | 選挙期日 | 選挙期日の告示日 |
|------|---------|----------|
| 知事選挙 | 4月7日（日） | 3月21日（木） |
| 県議選挙 | | 3月29日（金） |

- 不在者投票ができる期間は、選挙期日の告示日の翌日から、選挙期日の前日（4月6日）までであること。

| 区 分 | 選挙期日の告示日の翌日 | 選挙期日の前日 |
|------|-------------|---------|
| 知事選挙 | 3月22日（金） | 4月6日（土） |
| 県議選挙 | 3月30日（土） | |

※ 3月22日（金）から3月29日（金）の間は、知事選挙の不在者投票しかできないことに注意すること。

3 投票用紙の様式等

投票用紙の様式等は、選挙の種類により次のとおり異なるので、留意するとともに選挙人に周知しておくこと。

| 区 分 | 投票用紙の色 | 文字の色 | 投票方法 |
|------|--------|------|-----------|
| 知事選挙 | 白 色 | 赤 色 | 候補者の氏名を記入 |
| 県議選挙 | 薄い黄色 | 黒 色 | 候補者の氏名を記入 |

※ 点字投票用の投票用紙には「点字投票」の表示がなされ、選挙の種類を示す点字シール（知事選挙：「チジ」、県議選挙：「ケンギ」）が貼ってあること。

4 不在者投票ができる者

- 指定病院等で知事選挙及び県議選挙の不在者投票ができる者は、当該指定病院等に入院（所）している選挙人（鳥取県内の市町村に住所を有し、かつ、鳥取県内の市町村の選挙人名簿に登録されているものに限る。）で、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第1項各号の不在者投票事由に該当することが見込まれる者に限られること。

したがって、当該施設で働いている者等は、当該施設での不在者投票はできないこと。

- 知事選挙及び県議選挙は、県内市町村の選挙人名簿に登録されている選挙人が、県内の他市町村に住所を移しても選挙権を有するものとされること。

また、このような選挙人については、引き続き鳥取県の区域内に住所を有する旨の証明書を提示し、

又は引き続き鳥取県の区域内に住所を有することの確認を受けて不在者投票を行う必要があること。

なお、証明書は、いずれの市町村においても交付の申請をすることが可能であり、引き続き鳥取県の区域内に住所を有することの確認の申請は、その登録されている選挙人名簿の属する市町村委員会に投票用紙等の請求の際、行うことができること。

5 投票用紙等の請求

- (1) 投票用紙等の請求に当たっては、入院（所）し、又は収容している選挙人の意思を必ず確認し、依頼のあった者についてのみ、依頼書を徴した上で請求を行うこと。
- (2) 投票用紙等は、当該選挙期日の告示日以前においても請求が可能であるが、市町村委員会が交付するのは、原則として選挙期日の告示日の翌日以降であること。
- (3) 市町村委員会は、県議選挙の告示日（3月29日）以前に、郵便等で知事選挙及び県議選挙の投票用紙等の請求が併せてあった場合には、原則として県議選挙の告示日の翌日（3月30日）以降に両方を同時に交付するものであること。

6 投票の手續等

- (1) 投票の順序は、最初に知事選挙、次に県議選挙とし、投票記載台は2か所設けること。
- (2) 投票の記載場所については、事前に選挙人に周知するとともに、投票の秘密保持が保たれるよう十分配慮し、特定の候補者や政党等の選挙運動員等が、選挙人の投票に影響を及ぼすことのないよう注意すること。

また、投票を記載する場所には候補者の氏名等を記載したポスター等の文書図画を掲示してはならないものであること。

なお、入院（所）し、又は収容している選挙人が自由に出入りできる廊下、集会室等の場所についても、こうした文書図画が貼られることのないよう注意すること。

- (3) 投票に当たっては、自由、公正、平等をモットーとし、選挙人に威圧感を与えることがないよう配慮するとともに、選挙権を有する者を1人以上必ず立ち合わせること。
- (4) 立会人は、選挙が自由かつ公正に行われるよう不在者投票事務の執行を監視する役割を有しており、管理執行の適正を保つためには、公正な立会人の選任が不可欠であること。

また、不在者投票管理者は、市町村委員会が選定した者を投票に立ち合わせることその他の方法により不在者投票の公正な実施の確保に努めなければならないこと。（平成25年6月18日付第201300046391号本職通知参照）。

なお、立会人は、不在者投票管理者若しくはその業務補助者又は代理投票の補助者と兼ねることはできないこと。

- (5) 代理投票の手續きは、投票の秘密保持に厳正を期すとともに、適正に行うこと。特に、1人の補助者のみで代理投票を行うことなど絶対にならないよう留意すること。

また、代理投票において選挙人の投票を補助すべき者は、不在者投票管理者が当該不在者投票管理者の管理する投票の記載をする場所において投票に係る事務に従事する者のうちから二人を定めること。

- (6) 指定病院等においては、候補者の氏名及び党派別の掲示はできないものであること。

なお、選挙人から候補者の氏名及び所属党派を確認したい旨の申し出があった場合は、別途送付する候補者の氏名等が告示された鳥取県公報（告示日の翌日発送）又は市町村委員会から送付される選挙公報を受付で提示する等の便宜を図ることは差し支えないものであること。この場合において、これらのものは、投票を記載する場所内に掲示することができないものであることに注意すること。

- (7) 知事選挙と県議選挙の投票用紙の交付に誤りがないよう、特に留意するとともに、選挙人に対して、投票用紙等の使用を誤らないよう適切な注意を与えること。

投票用紙の交付に当たっては、選挙人1人1人に「この白い投票用紙は、鳥取県知事選挙です。候補者1名の氏名を記載してください。」「この黄色い投票用紙は、県議会議員選挙です。候補者1名の氏名を記載してください。」といったように適切な注意を与えるとともに、知事選挙と県議選挙の投票用紙を別々によく確認してもらったうえで1枚ずつ交付すること。

- (8) 今回の選挙においても、視覚障害者自ら投票用紙の種類を識別できるように、点字投票用紙に選挙の種類を表示する点字シールを貼ることとし、点字投票用紙を一般の投票用紙とは別に調製していること。

市町村委員会から交付された点字投票用の投票用紙には、「点字投票」の表示がなされ、更に選挙の種類を示す点字シールが貼ってあるので、選挙人に点字投票させる際には、投票用紙の交付誤りのないよう注意を払うこと。

なお、点字シールの貼付位置及び表示内容等については、別途配布の要領中「点字投票用紙の選挙種別表示例」を参照すること。

- (9) 投票の記載場所における投票用紙等の提示、投票用紙への記載、内封筒及び外封筒への封入という所定の手続きを経て、選挙人から記載済みの投票用紙を封入した不在者投票用外封筒の提出を受けたときは、不在者投票用外封筒表面の投票者の署名を必ず確認すること。

- (10) 投票者の署名を確認した後、不在者投票用外封筒に、不在者投票管理者にあっては投票の年月日及び投票の場所を記載し、及びこれに記名し、更に立会人にあっては署名すること。

なお、この署名は必ず自書でなければならないこと。

(11) 投票が終わった投票用紙等は、選挙期日（4月7日）までに、選挙人の属する市町村委員会に必ず到着するように措置すること。

投票所閉鎖時刻までに投票管理者に届かないものは、投票行為自体が無効となるので、郵送によるときは、必ず封筒に「選挙事務」、「不在者投票在中」と朱書きしたうえで、速達により早期に送付すること。

7 不在者投票に要する経費

不在者投票に要した経費については、別に定める基準により算定し、交付されるものであること。

8 その他

(1) 不在者投票管理者は、不在者投票に関し、その業務上の地位を利用して選挙運動をすることができないこと。

(2) 代理投票を行わせる場合には、補助者の選任等、その手続きに間違いのないよう留意すること。この場合において、代理投票の補助者は、不在者投票管理者の管理する投票の記載をする場所において投票に係る事務に従事する者のうちから定めること。

なお、投票の記載を行う補助者は、選挙人の投票を誘導、或いは選挙人の指示を確認しないまま記載をしたと疑われることのないよう、慎重かつ確実に選挙人の意思を確認すること。

また、補助者は選挙人の投票の秘密を絶対に明かしてはならないこと。

(3) 公職選挙法の改正により、成年被後見人の選挙権及び被選挙権に係る欠格条項は削除されているので、十分に留意すること。

(14) 電力又は通信回線の確保について

第 201800332189 号
平成 31 年 3 月 12 日

中国電力株式会社鳥取支社長 様

鳥取県選挙管理委員会委員長

鳥取県知事選挙及び県議会議員一般選挙の投・開票日における電力確保について（依頼）

各種選挙の執行に当たっては、格別の御配慮をいただき、厚くお礼を申し上げます。

平成 31 年 4 月 7 日執行予定の鳥取県知事選挙及び県議会議員一般選挙においては、投票終了後、引き続き開票を行うため、事務が深夜に及ぶものと予想されます。

については、各市町村の開票予定場所等は別紙のとおりですので、投・開票当日から翌日未明（4月7日（日）から4月8日（月））にかけ、停電等のないよう、電力確保について格別の御配慮をお願いします。

また、当日は鳥取県庁（鳥取市東町一丁目 220）において、投・開票速報事務を行うこととしておりますので、その電力確保についても併せて格別の御配慮をお願いします。

また、統一地方選挙として4月21日に執行される市町村の議会の議員又は長の選挙について、県内においては別紙のとおり予定されておりますので、これらの投票及び開票にかかる電力確保についても、格別の御配慮をお願いします。

第 201800332189 号
平成 31 年 3 月 12 日

西日本電信電話株式会社鳥取支店長 様

鳥取県選挙管理委員会委員長

鳥取県知事選挙及び県議会議員一般選挙の投・開票日における通信線等の確保について（依頼）

各種選挙の執行に当たっては、格別の御配慮をいただき、厚くお礼を申し上げます。

平成 31 年 4 月 7 日執行予定の鳥取県知事選挙及び県議会議員一般選挙においては、投票終了後、引き続き開票を行うため、事務が深夜に及ぶものと予想されます。

については、各市町村の開票予定場所等は別紙のとおりですので、投・開票当日から翌日未明（4月7日（日）から4月8日（月））にかけ、通信線等の確保について格別の御配慮をお願いします。

また、統一地方選挙として4月21日に執行される市町村の議会の議員又は長の選挙について、県内においては別紙のとおり予定されておりますので、これらの投票及び開票にかかる通信線等の確保についても、格別の御配慮をお願いします。

(15) 投開票事務の取扱いについて

第 201800334545 号
平成 31 年 3 月 15 日

各市町村選挙管理委員会委員長 様

鳥取県選挙管理委員会委員長

鳥取県知事選挙及び県議会議員一般選挙における投票及び開票事務の取扱いについて（通知）

平成31年4月7日執行予定の鳥取県知事選挙（以下「知事選挙」という。）及び県議会議員一般選挙（以下「県議選挙」という。）における投票及び開票事務の取扱いについては、「鳥取県知事選挙及び県議会議員一般選挙の管理執行について（通知）」（平成31年2月18日付第201800290191号本職通知）によるほか、下記の事項にご留意の上、適切な事務処理をお願いします。

記

1 投票事務

投票事務の取扱いについては、既に配付済みの「投票事務取扱要領」及び「期日前投票事務取扱要領」によるほか、特に次の事項に留意すること。

(1) 選挙期日当日の投票所における投票

ア 投票管理者及び職務代理者

- ① 選任に当たっては、知事選挙及び県議選挙の選挙権を有する者の中から、市町村の選挙管理委員会（以下「市町村委員会」という。）が知事選挙及び県議選挙両方の事務を担当する投票管理者及び職務代理者を選任すること。
- ② 投票管理者は、投票事務の最高責任者であり、投票所において投票事務の全般を管理執行するとともに、投票に関する手続のすべてについて、最終的な決定権を有すること。
したがって、投票事務が公正かつ確実に処理されているか、選挙人の投票の秘密が守られているか、投票所内の秩序が保たれているかどうか等投票事務のすべてについて常に注意しなければならないこと。
なお、職務代理者がその職に就いたときも同様であること。
- ③ 投票管理者と職務代理者は、同時に席を空けてはならないこと。

イ 投票立会人

- ① 選任に当たっては、各投票区における選挙人名簿に登録された者の中から、本人の承諾を得て、市町村委員会が知事選挙、県議選挙両方の事務を担当する投票立会人を選任すること。
- ② 投票立会人は、投票事務の公平を確保するため、公益代表として投票事務の全般に立会う職責を有すること。
- ③ 投票には常に2人以上5人以下の投票立会人が立ち会わなければならないこと。
- ④ 性別や年齢を問わず選任するなどして、気軽に投票できるような雰囲気醸成すること。

ウ 投票事務従事者

- ① 投票事務に他部局の職員を従事させる場合は、それぞれの任命権者に事務従事の職務命令を行ってもらうほか、必要に応じ、選挙管理委員会の「書記」に兼務させておくこと。
- ② 投票事務が的確かつ迅速に処理されるよう、あらかじめ係編成及び事務分担を定めておくとともに、事務内容等について十分に説明しておくこと。

エ 投票所の設備等

- ① 投票所の門戸には、必ず知事選挙及び県議選挙の投票所である旨の表示がされた標札を掲げておくこと。
- ② 投票用紙の交付及び投票の記載は、知事選挙と県議選挙とで別々に行うことができるようにすること。
また、最初に知事選挙の投票用紙の交付を行い、次に県議選挙の投票用紙の交付を行うことができるよう適正に設備を配置するとともに、投票用紙の交付誤りがないようにすること。
- ③ 投票管理者席、投票立会人席、各係席等を明記しておくとともに、選挙人に投票順路、出入口等の表示が一見して分かるよう掲示しておくこと。
- ④ 投票記載所は、選挙人の投票の秘密が保持できるよう十分配慮すること。
- ⑤ 投票所内及び投票記載台の氏名等掲示に当たっては、その内容に誤りがないか確認すること。
- ⑥ 選挙人に投票の記載方法の周知を図るため、その周知方法について工夫をすること。
- ⑦ 投票箱の表示に当たっては、「投票事務取扱要領」により表示をすること。
- ⑧ 視覚障がい者に対する便宜供与の一つとして、点字による候補者氏名票を作成し送付するので、必ず投票所に備えおき別途通知するところにより取り扱うこと。
- ⑨ 投票所には必ず時計を用意するとともに、投票所の入場口を確認し、投票所の開閉を正確に行うこと。
- ⑩ 日没後においても、選挙人が投票しやすいよう、案内や照明を設けること。
- ⑪ 高齢者や歩行の困難な方への対策として、仮設スロープの設置等に配慮すること。（「6 その他」参照）

オ 投票の開始

- ① 投票所を開く時刻になったら、投票管理者は投票立会人が2人以上参集していることを確認すること。
この場合、投票立会人が2人に達しないときは、投票管理者は直ちに2人に達するまで当該投票区の選挙人名簿に登録されている者の中から選任すること。
- ② 最初に到着した選挙人の前で、すべての投票箱に何も入っていないことを確認（空虚確認）し、その旨当該選挙人に文書で証明してもらうこと。
- ③ 選挙人名簿との対照に当たっては、単に入場券のみに頼ることなく、入場券、選挙人名簿等の記載内容と本人の申し立てた内容と本人自身をよく見くらべるなどして、当該選挙人本人であることを確認すること。
また、投票所内が混雑してきた場合においても、名簿対照業務が終了するまでは投票用紙を交付してはならないこと。

- ④ 選挙人が他の選挙人の投票状況等を容易に確認できる方法で対照事務を行わないこと。
- ⑤ 選挙人名簿に、他の市町村へ転出したという表示がしてある者が投票に来た場合は、次により処理すること。
- (ア) 他の市町村へ転出した場合でも元の住所地の選挙人名簿には4ヶ月間表示がされて登録されたままになっているが、表示中であっても、その転出先が県内の市町村で、かつ、当該選挙の選挙権を有する者は、転出先の住所地の選挙人名簿に登録されるまでの間、元の住所地で投票させることができること。
この場合、引き続き鳥取県内に住所を有する旨のいずれかの市町村長の証明書又は引き続き鳥取県内に住所を有することの確認が必要であること。
- (イ) 当該選挙人の転出先の市町村の選挙人名簿に登録されている事実があれば元の住所地で投票させることができないので、この点を本人に確かめること。
なお、二重登録の可能性のある者については、あらかじめ転出先の市町村と連絡をとって登録の有無を確認しておくこと。
- ⑥ 補正登録しなければならない者がある場合は、市町村委員会は直ちに選挙人名簿に登録するとともに、その旨告示すること。
- ⑦ 投票用紙の交付に当たっては、知事選挙と県議選挙の投票用紙を別々に交付するとともに、それぞれ所定の用紙であることを確認して交付すること。
交付の際は、交付係からそれぞれ口頭で「この白色の投票用紙は知事選挙の投票用紙です。候補者1名の氏名を記入してください。」「この黄色の投票用紙は県議選挙の投票用紙です。候補者1名の氏名を記入してください。」といったように、はっきりと相手に伝えること。
- ⑧ 選挙人から点字で投票したい旨の申出があったときは、点字投票と右肩に刷り込まれた点字投票用紙に、選挙名を表示する点字シールを貼付して交付すること。
この場合、誤って他の選挙の点字シールを貼らないよう、投票用紙と点字シールの印字及び色をよく確認するとともに、必ず投票用紙の右上から右下の方向に貼り付けること。
また、交付の際、交付係から上記⑦の説明に加え、口頭で「この投票用紙は知事（県議）選挙です。点字でチジ（ケンギ）と選挙の種類が表示してありますのでご確認ください。候補者1名の氏名を記載してください。」などと説明すること。
- ⑨ 代理投票は、心身の故障その他の事由により、投票用紙に候補者の氏名等を自書することができない者に限られること。
代理投票の申請があった場合は、投票管理者は投票立会人の意見を聴いて代理投票を行わせるかどうか決定するとともに、補助者2人を投票所の事務に従事する者のうちから選任しなければならないこと（補助者本人の承諾を得る必要はない。）。

カ 投票所の閉鎖等

- ① 投票管理者は、投票所閉鎖時刻になったら投票所の閉鎖宣言をするとともに、直ちに「投票所の入口」を閉じること。
- ② 投票管理者は、不在者投票の受理、不受理の決定に当たっては、投票立会人の意見を聴いて行うこと。
- ③ 投票箱は、そのふたを閉じた後は、開いてはならないこと。
- ④ 投票管理者及び投票立会人は、知事選挙及び県議選挙それぞれの投票録を正副2通作成し、署名すること。
なお、投票録に記載する選挙当日有権者数には、期日前投票を行った者のうち選挙期日までに選挙権を失った者も含まれるので注意すること。
- ⑤ 投票箱は、投票管理者が投票立会人とともに開票管理者に送致すること。
この場合、送致目録を作成し、投票録等必要書類も併せて送致すること。

(2) 期日前投票所における投票

期日前投票は、知事選挙においては3月22日（金）から、県議選挙においては3月30日（土）から行われることとなるが、当該事務の取扱いについては、次の事項に留意すること。

ア 投票管理者及び職務代理者

- ① 投票管理者は、選挙権を有する者の中から市町村委員会が選任すること。
なお、知事選挙で選任された投票管理者及び職務代理者は、何らの手続を要せず県議選挙の投票管理者及び職務代理者となるものであること。
- ② 期日前投票は当日投票同様、確定投票であることから、投票所と同じく投票管理者が常駐し、管理することとなること。

イ 投票立会人

- ① 市町村委員会は、選挙権を有する者の中から本人の承諾を得て、2人の投票立会人を選任すること。
なお、知事選挙で選任された投票立会人は、何らの手続を要せず県議選挙の投票立会人となるものであること。
- ② 投票立会人の職務内容は、投票手続の立会い等を行うこととなるが、毎日投票箱の鍵の封印を行う点と期日前投票の期間の末日において投票箱の送致にあたる必要のない点が、選挙期日当日の投票立会人と異なっているので留意すること。

ウ 期日前投票所の設備等

- ① 期日前投票所の門戸においても、必ず知事選挙及び県議選挙の投票所である旨の表示がされた標札を掲げておくこと。
- ② 投票用紙の交付及び投票の記載は、知事選挙と県議選挙とで別々に行うことができるようにすること。
- ③ 知事選挙及び県議選挙のそれぞれの告示日の翌日から選挙期日の前日まで、期日前投票所内の適当な箇所に知事選挙及び県議選挙の候補者氏名及び党派名を掲示すること。(3月22日(金)から3月29日(金)までの間は、知事選挙の候補者氏名等のみ掲示されるものであること。)
- ④ 期日前投票所における投票については、選挙期日の投票と同様に仮投票の制度が適用されること。

エ 投票事務の手續に関する留意点

- ① 投票箱の空虚確認は、期日前投票期間の初日のみではなく、投票箱の追加を行う場合には、その都度投票を行う前にその手續を行う必要があること。また、投票箱に何も入っていないことを確認し、その旨を選挙人に文書で証明してもらうこと。
- ② 知事選挙、県議選挙それぞれについて選挙時登録業務が行われることから、期日前投票を行うことができる者について、その取扱いには十分留意すること。
- ③ 選挙人名簿に、他の市町村へ転出したという表示がしてある者が投票に来た場合の処理は、(1)オ⑤と同様であること。

オ 投票所の閉鎖等

- ① 投票管理者は、期日前投票所を閉じるべき時刻になったら投票所の閉鎖宣言をするとともに、直ちに「期日前投票所の入口」を閉じること。
- ② 投票箱の閉鎖後は、一の鍵は投票管理者が封印し、他の鍵は投票立会人が封印すること。
- ③ 投票箱を閉鎖してから翌日に開くまでの保管方法としては、原則として期日前投票所においてそのまま保管することとなるが、保管のため必要があれば期日前投票所外の金庫等に保管することも可能であること。
- ④ 投票管理者は、期日前投票を行う各日に知事選挙及び県議選挙それぞれの期日前投票所投票録を正副2通作成し、投票立会人とともに署名すること。
- ⑤ 投票箱は、期日前投票の期間の末日において、期日前投票所を閉鎖した後に、投票管理者が市町村委員会へ送致し、選挙の期日に市町村委員会が開票管理者へ送致すること。
この場合、送致目録を作成し、封印をした鍵、投票録等についても併せて送致すること。

2 開票事務

開票事務の取扱いについては、「開票事務取扱要領」によるほか、特に次の事項に留意すること。

(1) 開票管理者及び職務代理者

- ア 選任に当たっては、知事選挙及び県議選挙の選挙権を有する者の中から、市町村委員会が知事選挙と県議選挙両方の事務を担当する開票管理者及び職務代理者を選任すること。
- イ 開票管理者は、開票事務の最高責任者であって、投票の有効、無効を正しく決定したり、開票事務が公正かつ迅速に処理されているかどうか、会場の秩序が十分保たれているかどうか等開票事務のすべてについて、常に注意しなければならないこと。
なお、職務代理者がその職に就いたときも同様であること。
- ウ 開票管理者と職務代理者とは同時に席を空けてはならないこと。

(2) 開票立会人

- ア 開票立会人は、候補者が、その市町村の選挙人名簿に登録されている者の中から、開票立会人となることについての本人の承諾書を添付して、選挙期日の前3日目(4月4日(木))の午後5時までに当該市町村委員会に届け出ることになっていること。
この場合、知事選挙、県議選挙におけるそれぞれの候補者は、同一人を開票立会人となるべき者として届け出ることにはできないので、届出の受理にあたっては十分注意すること。
- イ 開票立会人は、知事選挙、県議選挙について、それぞれ3人以上10人以下でなければならないこと。
この場合、届出のあった者が10人以下のときは、その者が開票立会人となり、11人以上あるときは、その者の中から市町村委員会がくじにより開票立会人となるべき者10人を定めること。
また、同一の政党等に属する候補者から届出のあった者が3人以上あるときは、その中から2人をくじで定め、それ以外の者は開票立会人となれないこと。
この場合の政党等の所属は、候補者の立候補届出の所属政党等であって、開票立会人として届け出られた者の所属政党等ではない点に注意すること。

(3) 開票事務従事者

- ア 開票事務に他部局の職員を従事させる場合は、それぞれの任命権者に事務従事の職務命令を行ってもらうほか、必要に応じ、市町村委員会の「書記」に兼務させておくこと。
- イ 開票事務が的確かつ迅速に処理されるよう、あらかじめ係編成及び事務分担を定めておくとともに、事務内容等について十分説明しておくこと。
また、動きやすい衣服等(ウエア、シューズ等)を着用するよう、事前に指示しておくこと。

ウ 開票事務従事者は、その身分を明らかにし、関係者以外の入場者と区別するため、一定の記章又は腕章を必ず付けること。

エ 開票事務従事者は、開票参観人等に疑念を抱かれるような言動を厳に避けるよう留意すること。

(4) 開票所の設備等

ア 開票所の門戸には、知事選挙及び県議選挙の開票所である旨を表示した標札を掲げておくこと。

イ 投票点検台等については、開票事務が的確かつ迅速に処理されるよう高さや配置等を工夫すること。

ウ 参観人等が投票点検台等に近づくことがないように配慮すること。

エ 参観人、報道関係者の便宜のために各候補者の得票数を掲示する掲示板等を設けること。

オ 開票所の照明については特に留意するとともに、不測の停電等に備えて照明器具を必ず用意しておくとともに、必要に応じ無停電装置等も準備しておくこと。

カ 参観人は、開票区内の選挙人であることを要件とするので、受付簿を備え付け、その者の氏名、住所を記入させること。

キ 複写機を利用できる開票所にあつては、開票結果一覧表を複写して参観人等に配布するなど、迅速に開票結果を有権者に知らせるよう配慮すること。

(5) 開票の開始

ア 開票管理者は、既に告示されている開票開始時刻になったら、知事選挙及び県議選挙の開票立会人がそれぞれ3人以上いること及びすべての投票区の投票箱（期日前投票所の投票箱を含む。）を受領し、異常のないことを確認の上、開票開始宣言をすること。

この場合、それぞれの開票立会人が3人に達しないときは、開票管理者は直ちに3人に達するまで、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者の中から補充選任すること。

イ 投票箱は全部を一度に開き、まず知事選挙と県議選挙との投票の分別を行い、その後、どの投票がいずれの投票区のものであるかを分らないように混同すること。

この場合、開票管理者は仮投票、代理投票の仮投票及び投票所で不受理又は拒否の決定を受けた不在者投票がある場合は、当該投票の受理及び不受理を開票立会人の意見を聴いて決定しておくこと。

(6) 投票の処理

ア 投票の処理は、知事選挙を先に行い、その後県議選挙の順に行うこと。

イ 投票の処理に当たっては、事前に開票立会人にその事務処理体系を説明の上、事務処理が迅速に行えるよう協力を得ること。

ウ 疑問票の判定に対処するため、事前に過去の実例及び判例を研究しておくこと。

エ 投票の効力は、開票管理者が開票立会人の意見を聴いて、最終的に決定するものであること。

オ 投票結果については、投票者数、投票総数、有効投票数及び無効投票数について総合的に点検を行うこと。

この場合、投票者数と投票総数との不一致については、再度その手続の点検を行うこと等によりその原因を調査し、安易に「持ち帰りその他」等と処理することのないよう特に留意すること。

カ 開票管理者は、投票結果の確認が終わったときは、必ず各候補者の得票数を朗読し、又は掲示して、開票結果を参観人等に周知すること。

キ 県議選挙の投票処理は、知事選挙の投票と混同する恐れが全くなくなった状態を確認の上、開始すること。

ク 開票管理者は、開票が終了したときは、知事選挙及び県議選挙それぞれの開票録を正副2通作成し、開票立会人とともに署名すること。

3 投票及び開票速報

投票及び開票の速報並びに速報投票区の投票速報（該当市町村のみ）については、別途通知するところにより行うこと。

(1) 速報担当者

県への速報担当者は、県からの電話確認等に的確に対応できるよう、投開票事務の進捗状況を常に把握しておくこと。

また、県との連絡が常時取れるよう体制を整備しておくこと。

(2) 速報の迅速性及び正確性の確保

速報の迅速性及び正確性の確保はもちろんのことであるが、報告に当たっては、必ず複数のものと数値の読みあわせを行うとともに、速報に関する進捗管理を徹底すること。

4 選挙時登録者数及び当日有権者数等の報告

知事選挙及び県議選挙における選挙人名簿の整理及び当日有権者数の報告については、「平成31年4月7日執行予定の鳥取県知事選挙及び県議会議員選挙における各種報告等について（通知）」（平成31年1月17日付第201800273739号鳥取県選挙管理委員会事務局長通知）及び「鳥取県知事選挙及び県議会議員一般選挙における委員会の決定事項について（通知）」（平成31年2月5日付第201800294145号本職通知）により通知したところであるので、所定の様式により報告すること。

なお、当日有権者数については、4月6日（土）正午までに報告すること。

当日有権者数には、住所移転等により表示がなされている者は、鳥取県内の移転であっても含まれないので注意すること。

5 開票録等及び確定報告書の検収

知事選挙及び県議選挙の開票録等の検収は4月8日（月）に、確定報告書の検収は別途通知するところによりそれぞれ行う予定であること。

6 その他

(1) 開票事務は、正確性が第一であることはもちろんであるが、その速報性についても報道機関、ひいては選挙人から要請されているところである。

他県等においても、近年、開票事務の迅速化に対する取組みがさかんに検討、実践されているところであるので、各市町村においても本通知及び別途配布の「開票事務取扱要領」によるほか、他団体の先進事例の取組みをマニュアルに反映させたり、前回の統一地方選挙、衆議院議員選挙及び参議院議員選挙をベースに時間短縮の目標を設定するなど、開票事務の迅速化に向けた取組みを行うこと。

(2) 投票所は、選挙人の便宜を考慮して、当該投票区の中で最も適当な施設を選定して設けることとし、選挙人の便宜のため、例えば土足で出入りができるよう設備すること。

(3) 投票所及び開票所は可能な限り1階に設けるとともに、床等に段差がある場合は、高齢者や歩行が困難である身体障がい者等の便宜のため、スロープを設置するなど適切な措置を講ずること。

(4) 投票が円滑に行われるようにするため、投票所内の入り口等に投票の順序、投票所の見取図を掲示するほか、投票所内においては、投票の順路についての案内や誘導を行うこと。

(5) 身体等に障がいがある選挙人に対しては、付添人も含めて、その対応には十分配慮すること。特に代理投票を行わせる場合には制度の趣旨を十分に説明し、できるだけ本人の意思を尊重した丁寧な対応を行うこと。

(6) 投票所内における氏名等の掲示に当たっては、当該掲示事項について誤りのないよう万全を期すること。

また、投票所に虫めがねや老眼鏡を備え付けるなど、選挙人が候補者氏名等の内容を容易に確認できるような限りの便宜を図ること。